

令和 5 年度 堺市障害者施策推進協議会

第 3 回 計画策定専門部会

日 時:令和 5 年 8 月 23 日(水) 10 時から 12 時
場 所:堺市総合福祉会館 5 階 第3研修室

次 第

【案件】

次期障害者計画策定に向けて

資料 1

資料 2-1・2-2

資料 3

【資料】

資料 1

次期障害者計画の策定に向けて 【骨子案】

第 5 次堺市障害者計画

第 7 期堺市障害福祉計画・第 3 期堺市障害児福祉計画

資料 2-1

【令和 6(2024)年度～令和 11(2029)年度】 (案)

(令和 5 年 8 月時点)

第 2 部 第 5 次堺市障害者計画

資料 2-2

「 I 地域生活の支援及び地域生活への移行に向けた支援、
相談支援体制の充実・強化と人材の確保」

資料 3

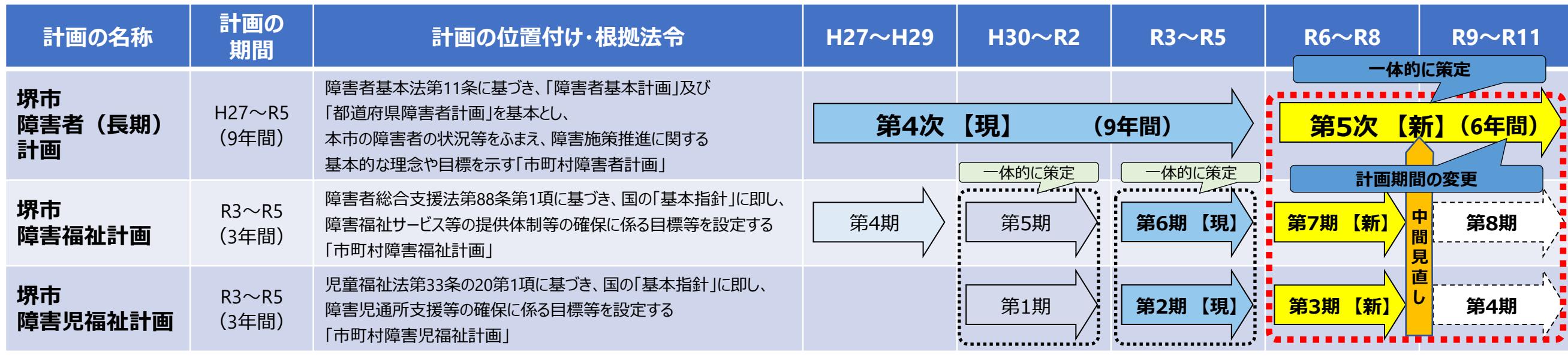
次期障害者計画の策定に向けて

【障害福祉計画・障害児福祉計画に係る成果目標と活動指標】

次期障害者計画の策定に向けて 【骨子案】

令和5年8月23日

計画策定にあたって



現状

○ 本市における障害者の状況

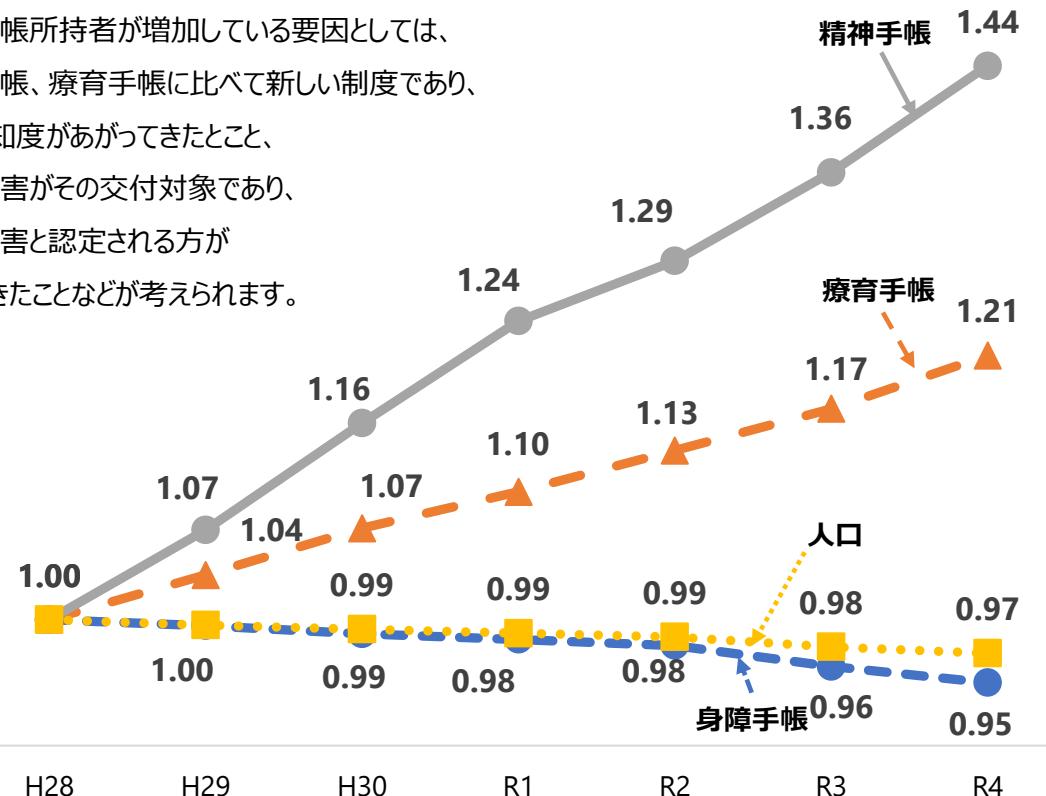
※ 人口のみ、各翌年度の4月1日時点の推計人口

年度 (各年度末)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人口	835,467	831,858	829,088	826,481	824,017	817,441	813,153
障害者手帳所持者 合計	52,742	53,404	54,127	54,831	55,285	55,483	55,845
身体障害者手帳 (身障手帳)	37,142	36,963	36,723	36,556	36,377	35,760	35,120
療育手帳	7,565	7,834	8,114	8,334	8,582	8,833	9,190
精神障害者保健福祉手帳 (精神手帳)	8,035	8,607	9,290	9,941	10,326	10,890	11,535
障害者手帳所持者 合計 / 人口	6.3%	6.4%	6.5%	6.6%	6.7%	6.8%	6.9%
自立支援医療 (精神通院)	15,867	16,640	17,404	18,052	20,319	19,362	20,019
特定医療費 (指定難病)	7,588	7,881	6,648	6,800	7,276	7,183	7,264
障害者手帳所持者数、自立支援医療受給者数、特定医療費受給者数の延べ人数	76,197	77,925	78,179	79,683	82,880	82,028	83,128
障害者手帳所持者数等の延べ人数 / 人口	9.1%	9.4%	9.4%	9.6%	10.1%	10.0%	10.2%

平成28年度末の数値を1.00とした場合の「人口」と「障害者手帳種別」の推移

人口が減少しているなかで、障害者数、療育手帳所持者及び精神手帳所持者が増加が続いています。

精神手帳所持者が増加している要因としては、身障手帳、療育手帳に比べて新しい制度であり、その認知度があがってきたこと、発達障害がその交付対象であり、発達障害と認定される方が増えてきたことなどが考えられます。



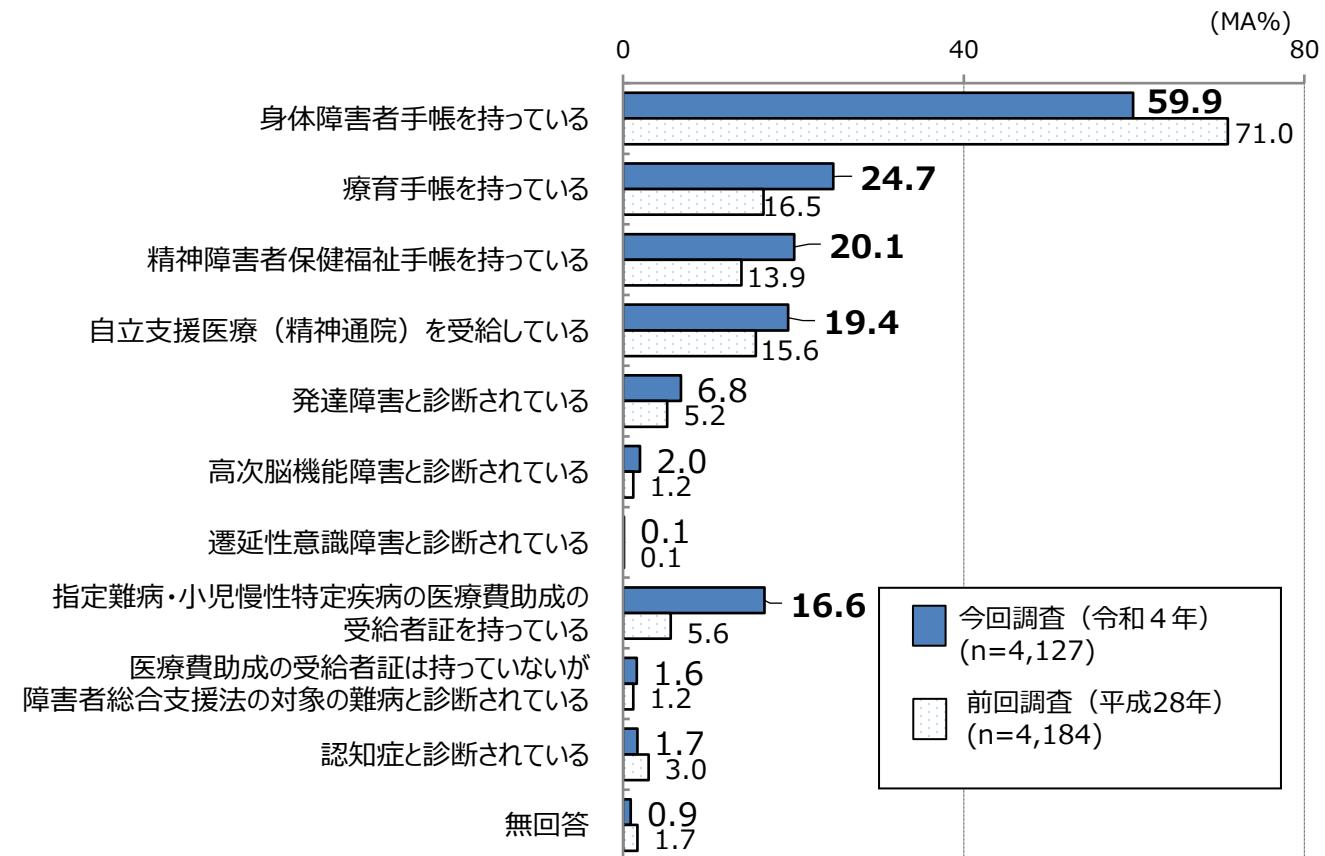
障害者等実態調査の結果①

【調査概要】

① 当事者調査

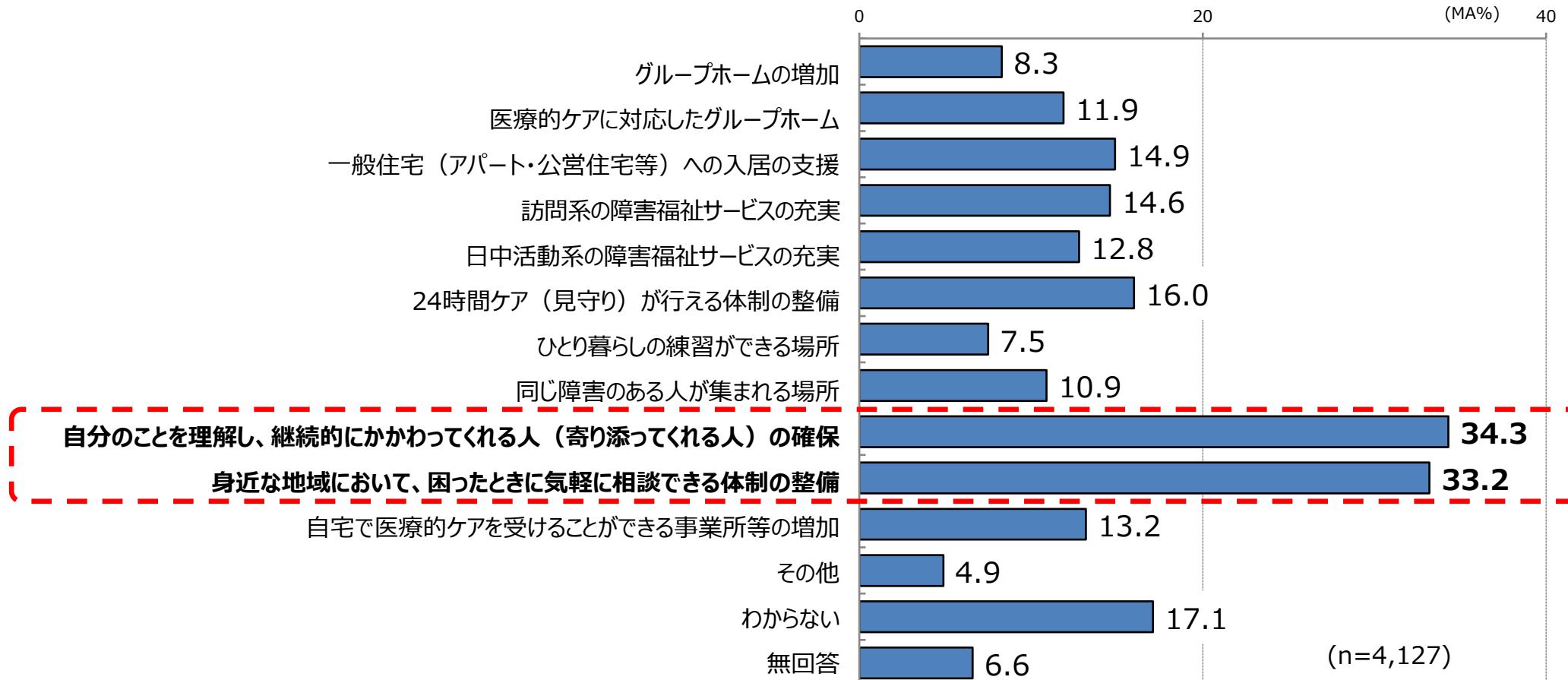
※ 当事者調査に加え、市内の法人・事業者向け調査も実施している

調査対象	本市の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者から抽出した10,000人 (下線部は、今回調査より追加)
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年9月5日（月）～10月7日（金）
回収状況	有効回答数4,127件（ 回収率41.3% ） 【前回】回答数4,184件／対象者9,000人 回収率46.5%



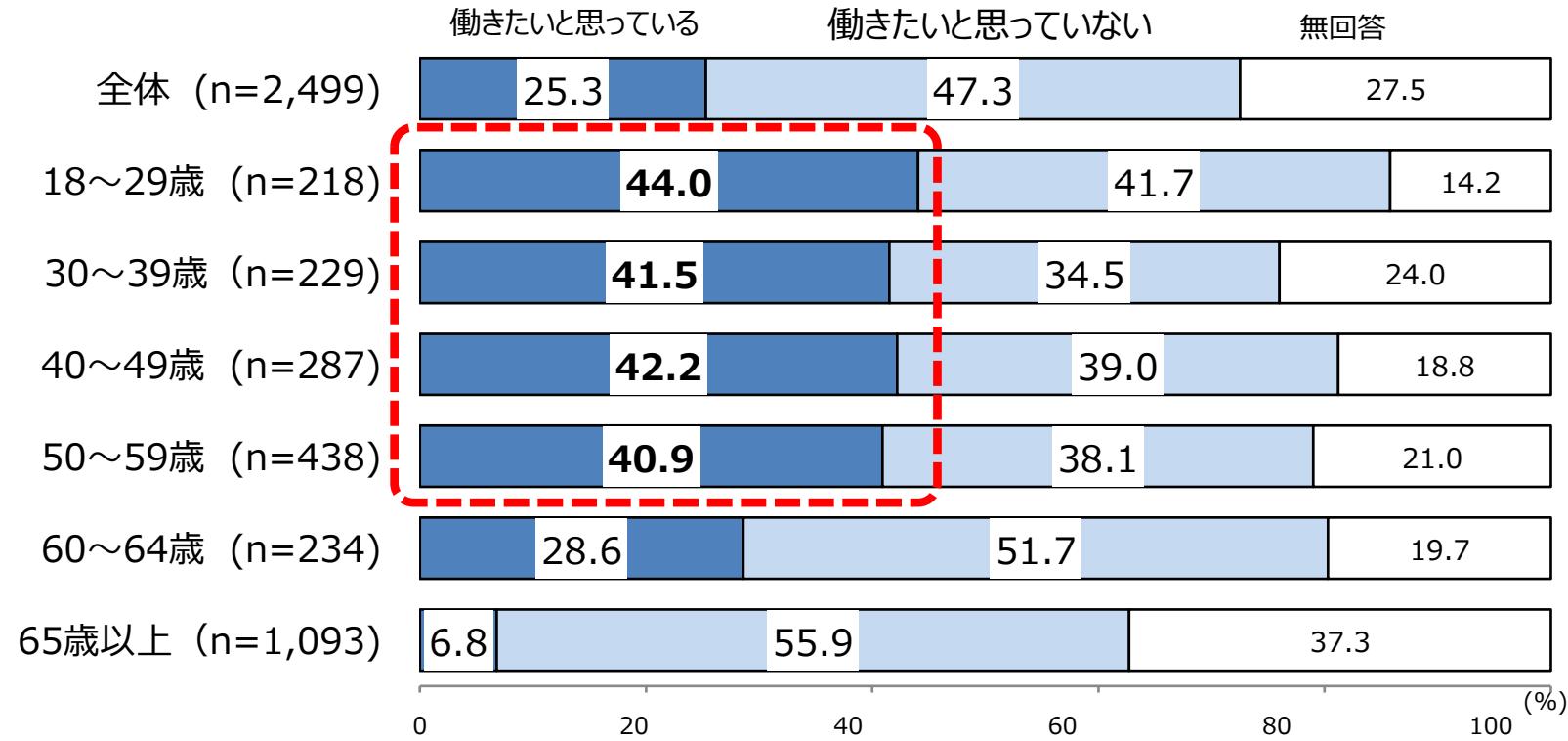
【必要な支援・サービス】

問) 自宅や地域で生活する（したいと思う）ためには、どのようなサービスや支援が充実すればよいか。

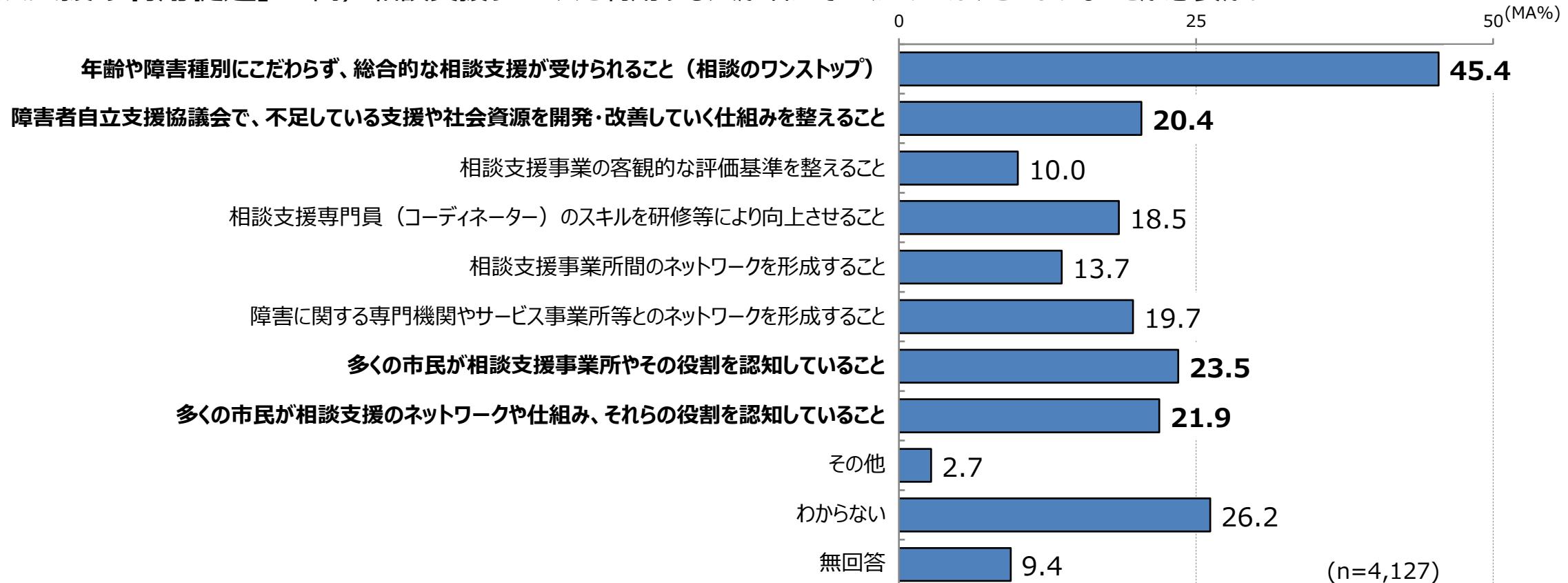


障害者等実態調査の結果②

【就労の希望】 18歳～59歳で就労していない人のうち、40%以上の人々が、「働きたい」と思っている。



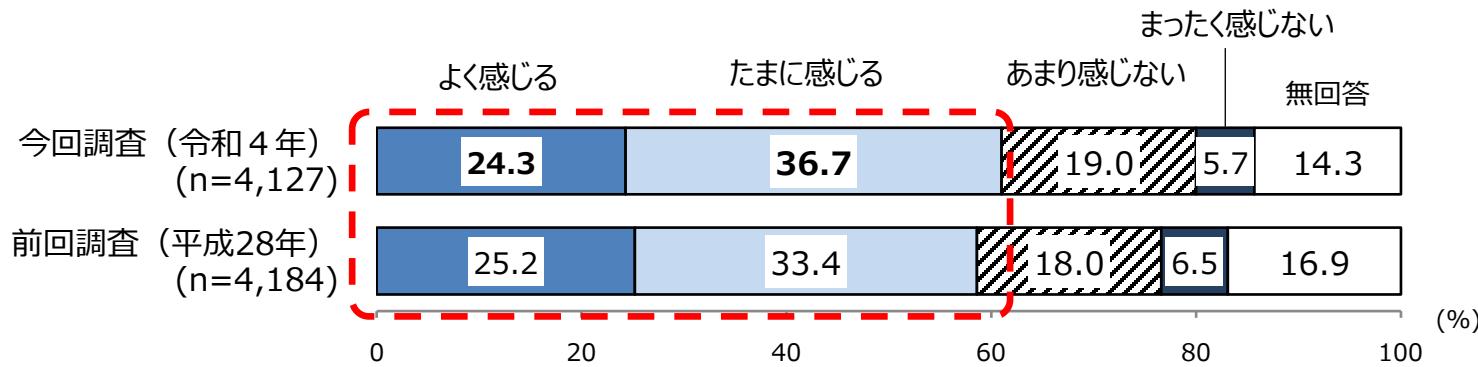
【相談支援の利用促進】 問) 相談支援サービスを利用する人が増えていくためには、どのようなことが必要か。



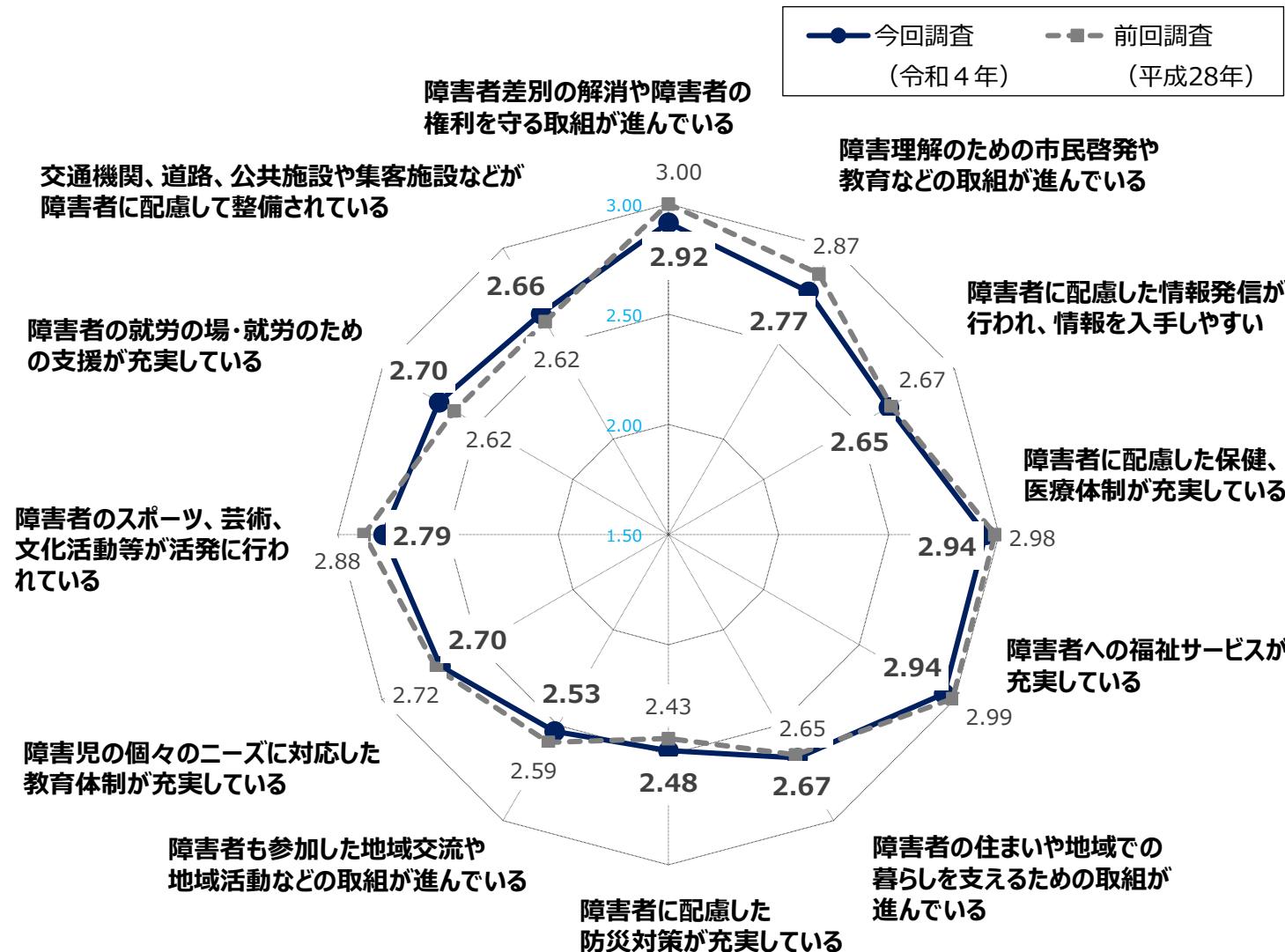
障害者等実態調査の結果③

【障害者が安心して暮らすことができる社会】

問) 障害があることで、暮らしにくいと感じることがあるか。



暮らしにくさを「よく感じる」が24.3%、「たまに感じる」が36.3%、合計で61.0%で、前回調査に比べて、2.4ポイント多くなっています。



「障害者に配慮した防災対策が充実している」、「障害者も参加した地域交流・地域活動の取組が進んでいる」、「障害者に配慮した情報発信が行われ、情報を入手しやすい」への評価が低くなっています。

「障害者差別の解消や障害者の権利を守る取組が進んでいる」、「障害者に配慮した保健、医療体制が充実している」、「障害者への福祉サービスが充実している」の項目への評価は、他の項目に比べると、高くなっています。

※「そう思う」を5点、「ややそう思う」を4点、「どちらともいえない」を3点、「ややそう思わない」を2点、「そう思わない」を1点として 計算した平均値

障害者が住み慣れた地域で、安心して、主体的に、 心豊かに暮らせる共生社会の実現

- ▶ 障害者がその生活・人生を尊重され、必要なサービスや支援等が選択でき、住み慣れた地域の中で安心して、自らの意思のもと、多様に、自立して暮らすことができる社会
- ▶ 障害に対する理解と認識、障害者それぞれの個性と人格を尊重する人権意識が社会全体にいきわたり、障害の有無や程度に関わらず、すべての人が主体的に、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができる社会
- ▶ 障害の有無や程度に関わらず、すべての人が支え合いながら、ともに暮らす地域を一緒に作り、障害者が住み慣れた地域の中で安心して、それぞれの個性や能力を発揮し、その一員として生きがいをもって心豊かに暮らすことができる社会

施策の展開

- I 地域生活の支援及び地域生活への移行に向けた支援、相談支援の充実・強化と人材の確保・育成
- II 就労支援・雇用の充実、社会参加の促進
- III 障害のある子どもとその家族への支援の充実、ライフステージを通じたとぎれのない支援、教育・保健・医療・労働等との分野を超えた横断的な連携による支援

基本方針

- ① 権利擁護の推進、差別の解消、虐待の防止、自己決定権の尊重
- ② ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援の展開
- ③ 社会的障壁の除去・アクセシビリティの向上、必要かつ合理的な配慮のいきわたる共生社会の実現

① 権利擁護の推進、差別の解消、虐待の防止、自己決定権の尊重

- 障害者に対する差別・虐待は、重大な人権侵害であり、その解消・防止に向けた横断的な支援や取組が重要です。また、障害者に対する意思の形成段階を含めた意思決定支援をふまえた自己決定権の尊重も重要です。
- 障害者それぞれが希望する暮らしや障害福祉サービス・支援等の利用が選択できるよう、意思の形成及び表明段階を含めて自ら意思を決定することに支援が必要な人の意思決定を支援し、また、障害者それぞれの自己決定権を尊重しながら、取組を進めます。

② ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援の展開

- 障害者がそれぞれのライフステージや障害の状態、障害特性、生活状況等に応じて、必要な支援がとぎれなく適切に提供されることが必要です。また、発達障害、高次脳機能障害、難病等も含め、障害者手帳の所持の有無やその程度に関わらず、福祉をはじめ、教育、保健、医療、労働等の分野がその枠のみにとらわれることなく、有機的に連動し、個々に応じた横断的な支援を展開することも重要です。
- ライフステージに応じて、利用する福祉サービスや支援機関等も変化し、また、その分野も福祉にとどまらず、多岐にわたります。さらに、障害者が希望する暮らし、それぞれの障害の状態、障害特性、生活状況等に応じて、分野を越えて横断的にコーディネートする機能も求められます。そのため、施策の展開にあたっては、障害者のライフステージや障害特性等を配慮しながら、分野を越えた横断的な取組を進めます。

③ 社会的障壁の除去・アクセシビリティの向上、必要かつ合理的な配慮のいきわたる共生社会の実現

- 障害者は、その障害ゆえに生活に様々な困難を抱え、また、社会の様々な領域に存在する障壁が障害者の生活を制限・制約します。この障壁は、ハード面だけでなく社会的な制度や人々の意識等のソフト面にも存在します。障害者の社会参加や安心した生活のためには、社会的な障壁の除去、障害者に対する理解啓発を進める必要があります。また、障害の有無や程度にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らし、学び、働く共生社会の実現に向けた取組が重要です。
- 令和4（2022）年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の主旨もふまえ、情報発信を含めたアクセシビリティの向上を進めていく必要があります。そのため、施策の展開にあたっては、社会的障壁の除去、障害者に対する理解啓発及び情報発信を含めたアクセシビリティの向上など、必要かつ合理的な配慮がいきわたる共生社会の実現に向けた取組を進めます。

I 地域生活の支援及び地域生活への移行に向けた支援、相談支援の充実・強化と人材の確保・育成

- 1) 意思の形成段階を含めた意思決定支援
- 2) 施設入所者の地域生活への移行・入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた支援体制の構築
- 3) 暮らしの場の整備・確保
- 4) 相談支援体制・ネットワークの充実・強化
- 5) 地域生活を支える人材の確保・育成
- 6) 防災及び防犯対策の推進

II 就労支援・雇用の充実、社会参加の促進

- 1) 総合的な就労支援、企業等への啓発・支援の充実、障害者就労施設等の優先調達の推進
- 2) 障害者雇用の促進、職場定着支援の充実
- 3) 障害特性等に応じた、福祉的な就労も含めた多様な就労への支援
- 4) 障害者の社会参加の促進
- 5) 文化芸術・スポーツ等の活動の推進、余暇支援等の充実

III 障害のある子どもとその家族への支援の充実、ライフステージを通じたとぎれのない支援、教育・保健・医療・労働分野等との分野を超えた横断的な連携による支援

- 1) 障害・疾病等の早期発見・早期支援とその家族等への支援
- 2) 医療的ケアを必要とする人への支援の充実
- 3) 強度行動障害を有する人への支援体制の構築
- 4) 発達障害者等への支援の充実
- 5) 難病に係る保健・医療等施策との連携による支援
- 6) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	小項目
福祉施設の入所者の地域生活への移行	1) 地域生活への移行者数 2) 施設入所者の減少数 【大阪府の考え方は、国の基本方針と異なる】
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
地域生活支援の充実	1) 地域生活支援拠点等の機能の充実 2) 強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握と支援体制の整備
福祉施設から一般就労への移行等	1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数 2) 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率の向上 3) 就労継続支援B型事業所における工賃平均額の向上 【大阪府独自の設定】
障害児支援の提供体制の整備等	1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進 2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業者の確保 3) 医療的ケア児への支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置 4) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整にかかる協議の場の設置
相談支援体制の充実・強化等	1) 相談支援体制の充実・強化等
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築	1) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

第5次堺市障害者計画
第7期堺市障害福祉計画
第3期堺市障害児福祉計画

【令和6(2024)年度～
令和11(2029)年度】

(素案)

令和5年8月時点

【 目 次 】

第1部 計画の策定にあたって

第1章 計画の趣旨	
1. 計画策定の背景と趣旨	
2. 法的根拠	
3. 計画の性格・位置づけ	
4. 計画の対象	
5. 計画期間	
第2章 堺市の現状と課題	
1. 障害者を取り巻く現状	
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	
2. 基本方針	
3. 計画の視点	
4. 施策の展開	

第2部 第5次堺市障害者計画

第1章 地域生活の支援及び地域生活への移行に向けた支援、 相談支援の充実・強化と人材の確保・育成	
1. 意思の形成段階を含めた意思決定支援	
2. 施設入所者の地域生活への移行・入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた支援体制の構築	
3. 暮らしの場の整備・確保	
4. 相談支援体制・ネットワークの充実・強化	
5. 地域生活を支える人材の確保・育成	
6. 防災及び防犯対策の推進	
第2章 就労支援・雇用の充実、社会参加の促進	
1. 総合的な就労支援、企業等への啓発・支援の充実、障害者就労施設等の優先調達の推進	
2. 障害者雇用の促進、職場定着支援の充実	

2. 障害者雇用の促進、職場定着支援の充実
3. 障害特性等に応じた、福祉的な就労も含めた多様な就労への支援.....
4. 障害者の社会参加の促進
5. 文化芸術・スポーツ等の活動の推進、余暇支援等の充実.....

第3章 障害のある子どもとその家族への支援の充実、 ライフステージを通じたとぎれのない支援、 教育・保健・医療・労働分野等との分野を超えた横断的な連携による支援

1. 障害・疾病等の早期発見・早期支援とその家族等への支援
2. 医療的ケアを必要とする人への支援の充実.....
3. 強度行動障害を有する人への支援体制の構築.....
4. 発達障害者等への支援の充実.....
5. 難病に係る保健・医療施策との連携による支援.....
6. 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....

第3部 第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

第1章 第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児の成果目標

第2章 障害福祉サービス・障害児通所支援等の活動指標(見込量).....

1. 訪問系サービス
2. 日中活動系サービス、療養介護、短期入所.....
3. 居住系サービス.....
4. 相談支援サービス.....
5. 障害児サービス
6. 発達障害者等に対する支援
7. 精神障害者にも対した地域包括ケアシステムの構築
8. 相談支援体制の充実・強化のための取組
9. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組
10. 地域生活支援事業

第4部 計画の推進と進捗管理

1. 計画の推進の基本的な考え方.....
2. 計画の推進体制
3. 計画の普及・啓発.....
4. 計画の進捗管理と評価.....

資料編

第1部 計画の策定にあたって

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の背景と趣旨

- 本市においては、平成27(2015)年3月に、障害施策を推進するにあたっての基本理念や基本方針を示す「第4次堺市障害者長期計画」を策定し、障害施策の推進を図ってきましたが、令和5(2023)年度末をもって、計画期間の満了を迎えるため、令和5(2023)年3月に策定された国の「障害者基本計画(第5次)」及び大阪府の「第5次大阪府障がい者計画」を基本としつつ、本市の障害者等の状況をふまえた「第5次堺市障害者計画」を策定します。
- また、令和3(2021)年3月に策定した、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児サービス等の必要見込量及びそれらの確保のための方策等を3年ごとに定める「第6期堺市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」も計画期間の満了時期を迎えるため、国の「基本方針」、それを受けた大阪府の考え方などをふまえた「第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画」を策定します。
- なお、近年の障害者施策の分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」)の制定等の動きが見られました。
- また、令和4(2022)年8月には、「障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約)」の締約国として、国連ジュネーブ本部にて、障害者権利委員会による我が国政府報告の審査が実施され、同年9月には同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。
- さらに、令和4(2022)年12月に公布され、令和6(2024)年4月施行される改正障害者総合支援法等においては、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等を措置が講じられました。
- これら近年の動向をふまえ、「第5次堺市障害者計画」と「第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画」の性格を内包した一体的な計画を策定します。
- この計画においては、本市の障害者施策を推進するにあたっての基本理念や基本方針、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児サービス等の必要見込量及びそれらの確保のための方策等を定めます。
- また、令和2(2020)年1月以降の新型コロナウイルス感染拡大は、令和5(2023)年5月に感染症法上の「第5類」に移行したとはいえ、障害者やその家族等に大きな影響を及ぼしてお

り、特に、感染拡大防止措置の影響による外出の機会や相談支援を受ける機会の喪失・制限は多大な影響を及ぼしており、障害者やその家族等が受けた影響をふまえ、この計画を策定します。

2. 法的根拠

- 「第5次堺市障害者計画」の根拠となる法律は、「障害者基本法」です。「障害者基本法第11条第1項」に基づき、政府は障害者基本計画を策定します。それに基づき、都道府県は「都道府県障害者計画」を策定します(同法第11条第2項)。市町村は、「障害者基本計画」と「都道府県障害者計画」を基本としつつ、市町村における障害者の状況等を踏まえ、「市町村障害者計画」を策定します(同法第11条第3項)。
- 「第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(略称:障害者総合支援法)第88条」に基づく「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法第33条の20第1項」に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたり、国の基本指針に即して、障害福祉サービスや地域生活支援事業、障害児サービス等の提供体制の確保に係る見込量やその提供体制確保のための方策等を定めます。

3. 計画の性格と位置づけ

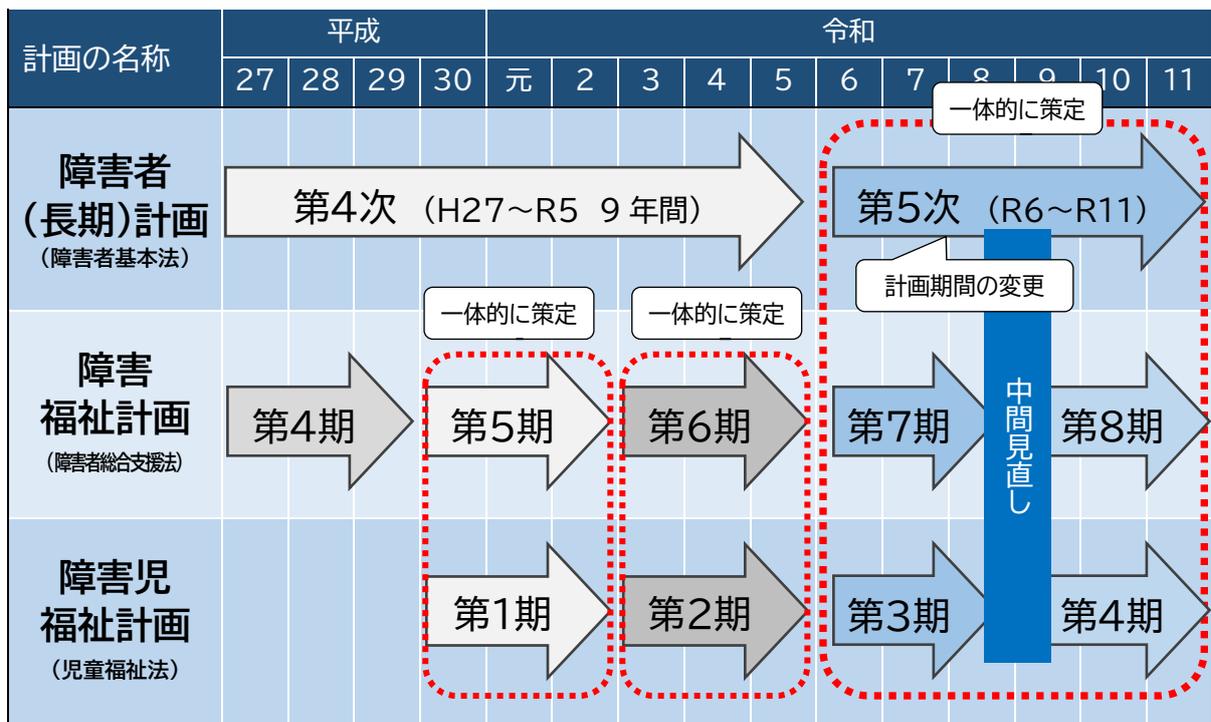
- 「第5次堺市障害者計画」は、障害者施策の推進にあたっての基本理念・基本目標等を示すことにより、その方向性を明らかにするとともに、今後の障害者福祉に関わる行政運営の指針とするものです。
- 「第7期堺市障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して定めるものです。障害福祉サービス等の提供とその確保に向けた取組等を定めるものです。
- 「第3期堺市障害児福祉計画」は、「児童福祉法」(第33条の20第1項)により、市町村は国の定める基本指針に即して障害児福祉計画を定めるもので、障害児通所支援等の確保に係る目標等を設定します。
- 本市は、これらの3つの計画のそれぞれの性格を内包した一体的な計画を作成します。
- また、本計画は、本市の最上位計画「堺市基本計画2025」、上位計画「堺市 SDGs未来都市計画」、基盤計画「堺あったかぬくもりプラン4(第4次堺市地域福祉計画)」、その他福祉分野の関連計画などと整合性を図る内容とします。

4. 計画の対象

- 本計画は、本市におけるすべての障害者(障害児を含む。)を対象とします。また、障害手帳所持者のみならず、難病、発達障害、高次脳機能障害の人も含めます。
- この計画で「障害者」とは、障害者基本法の定義に基づき、心身の機能の障害と社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当の制限を受ける状態にある人を意味します。なお、社会的障壁とは、障害者が生活をしていくうえで障壁となる事物、制度、慣行、観念など一切のものをさします。

5. 計画期間

- 「第5次堺市障害者計画」は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度の6か年を計画期間とします。なお、「第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画」に係る内容は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3か年を計画期間とします。
- なお、「第4次堺市障害者長期計画」は、その計画期間を9年間としていましたが、障害者やその家族などのニーズの変化・多様化、それらを取り巻く制度等の変化を確実に反映するため、その計画期間について、9年間から6年間に変更します。
- また、令和8(2026)年度を本計画の「中間見直し」の年度とし、本計画の時点修正を行います。あわせて、「第8期堺市障害福祉計画・第4期堺市障害児福祉計画」にかかる内容を策定します。



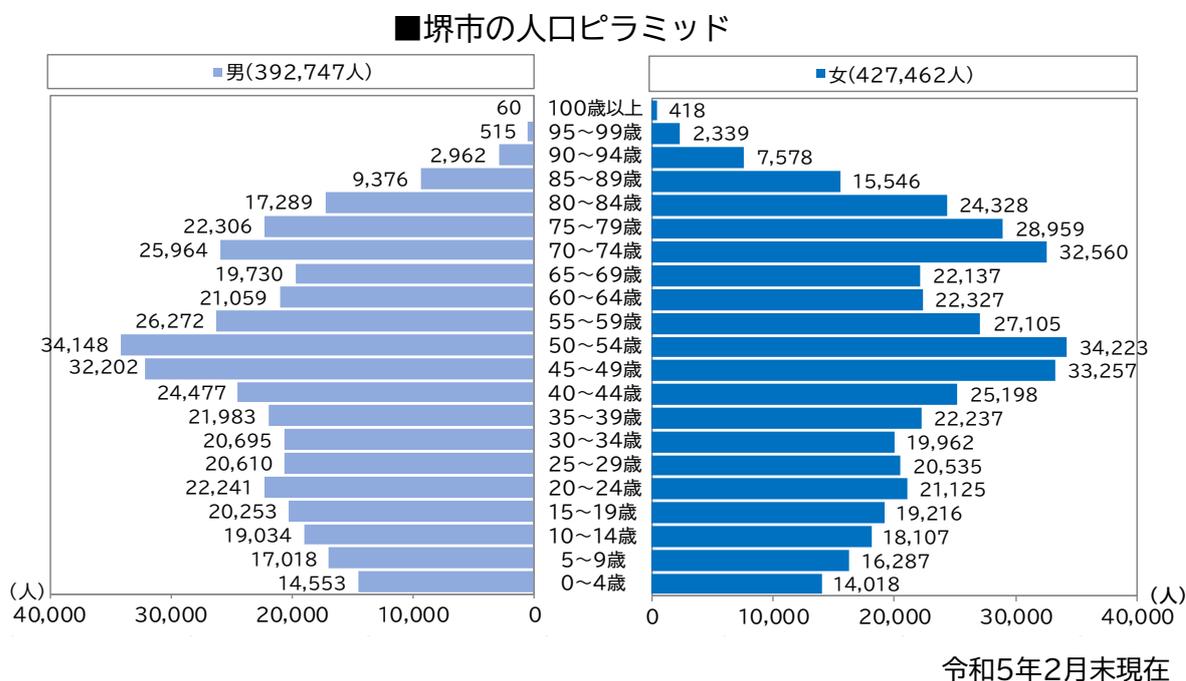
第2章 堺市の現状と課題

本市における障害者を取り巻く現状について、統計データ等や障害者等実態調査の結果に関して、次のとおりまとめました。

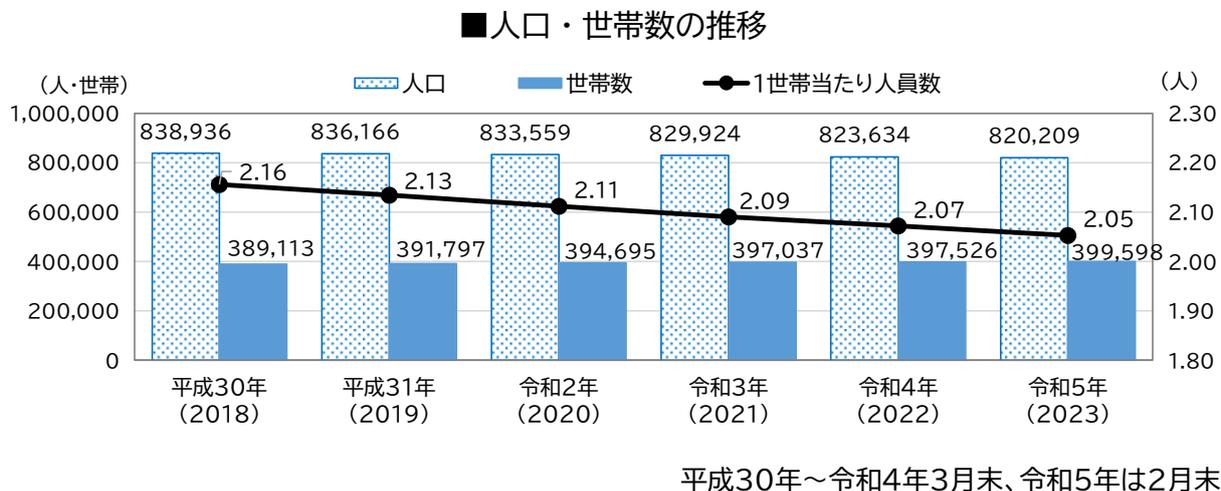
1. 障害者を取り巻く現状

(1) 人口・世帯の状況

本市における令和5(2023)年2月末日現在の人口構造をみると、男女ともに50～54歳人口が多くなっています。高齢化率は28.3%となっており、高齢者人口のうち、前期高齢者割合が43.3%、後期高齢者割合が56.7%となっており、後期高齢者が増加していく今後に照らした対策が重要となります。



本市の人口は減少傾向の一方、世帯数は増加傾向にあります。1世帯当たり人員数は徐々に減少し、令和5(2023)年2月末日現在で2.05人となっています。



(2)障害者等の状況

本市における障害者等の状況を手帳所持者数等の推移でみると、人口が減少しているなか、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の延べ手帳所持者数は増加し続けており、令和4(2022)年度末に55,845人となっています。

また、療育手帳の所持者数、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加が続いています。指定難病については、年度による変動がみられ、増減を経て令和4(2022)年度末に7,264人となっています。

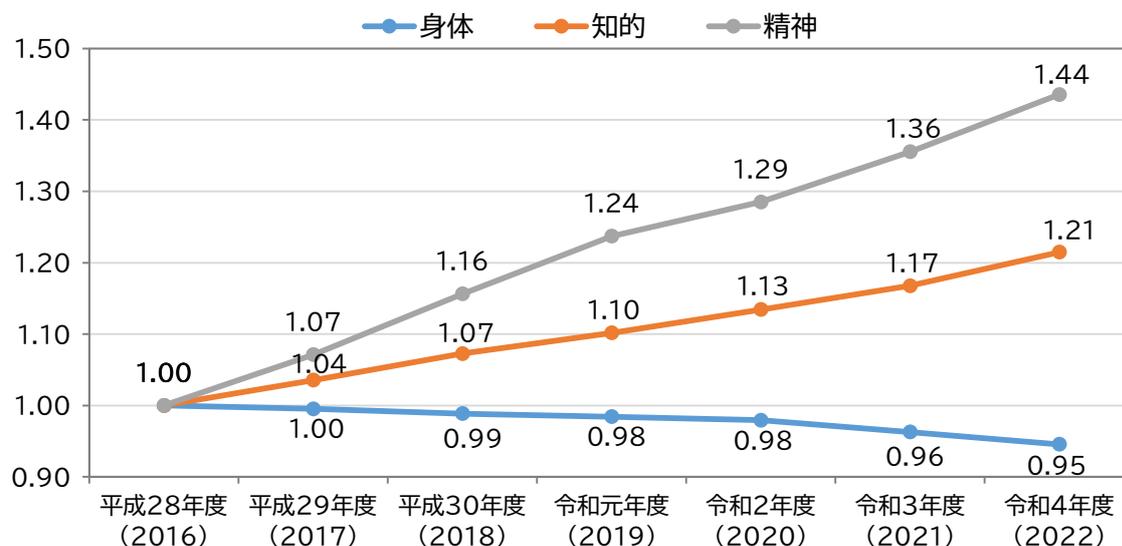
■堺市における障害者等の状況

年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
人口	835,467	831,858	829,088	826,481	824,017	817,441	813,153
障害者手帳所持者数 合計	52,742	53,404	54,127	54,831	55,285	55,483	55,845
身体障害者手帳	37,142	36,963	36,723	36,556	36,377	35,760	35,120
療育手帳	7,565	7,834	8,114	8,334	8,582	8,833	9,190
精神障害者保健福祉手帳	8,035	8,607	9,290	9,941	10,326	10,890	11,535
自立支援医療(精神通院)	15,867	16,640	17,404	18,052	20,319	15,867	20,019
特定医療費(指定難病)	7,588	7,881	6,648	6,800	7,276	7,183	7,264

※各年度末の数値、人口のみ各翌年度の4月1日時点の推計人口

本市における障害種別の状況を各手帳所持者数につき、平成28(2016)年度末を1.00とした指数でみると、令和4(2022)年度末には、精神障害者保健福祉手帳所持者数が1.44、療育手帳所持者数は1.21と増加しており、精神障害者保健福祉手帳所持者数の伸び幅が顕著です。身体障害者手帳所持者数は1.00を下回って緩やかに減少しています。

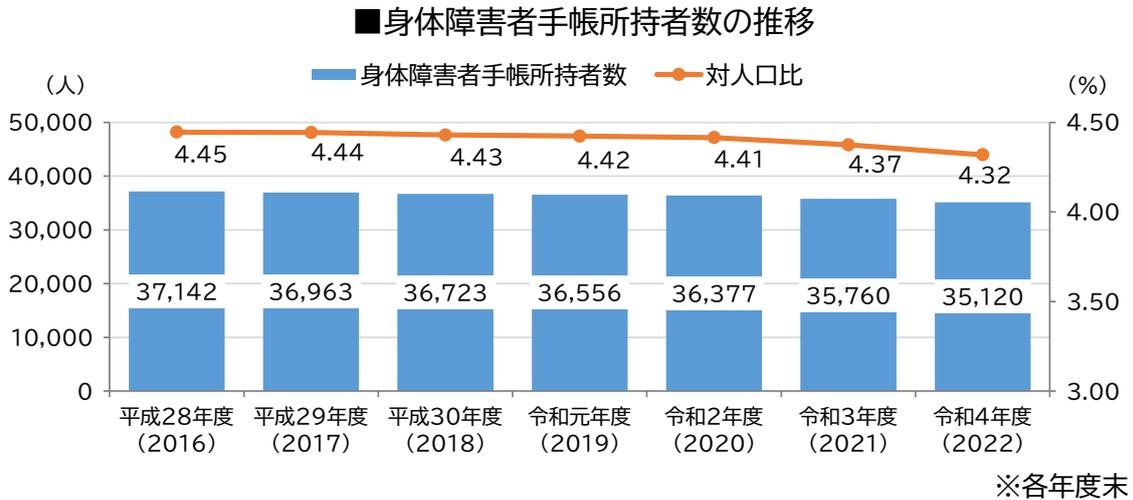
■堺市における障害者手帳所持者の増減指数



※障害者手帳所持者数につき、平成28(2016)年度末を1.00とした場合の指数の推移

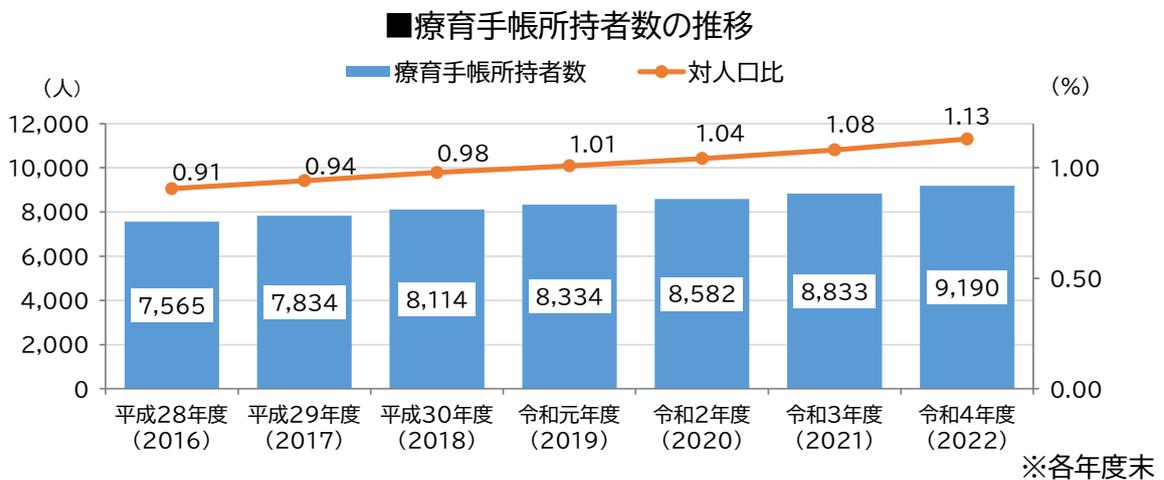
①身体障害者手帳所持者

本市の身体障害者手帳所持者数は微減傾向で推移しています。



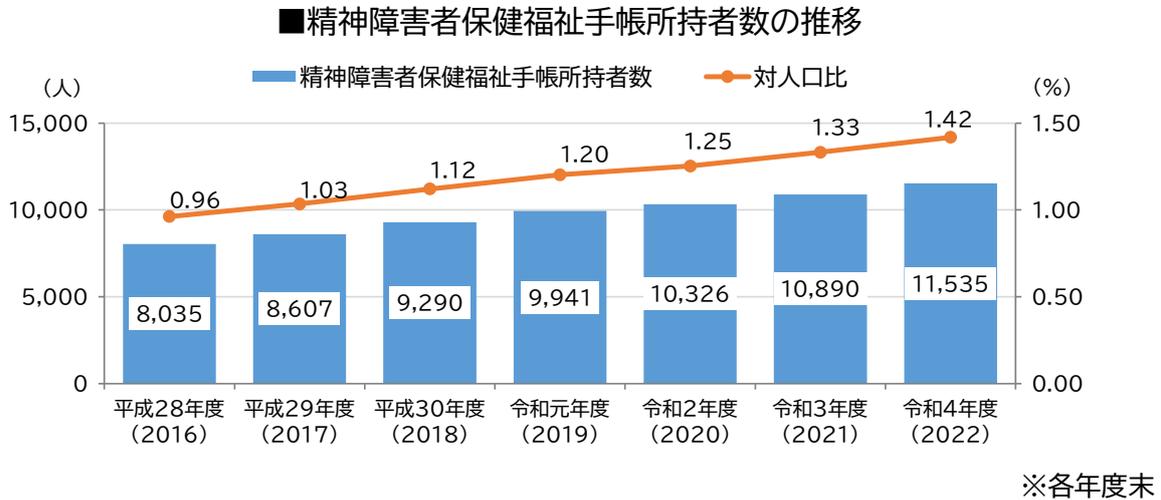
②療育手帳所持者

本市の療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあります。利用できるサービスの増加・拡充により、療育手帳の取得を希望する人の増加が要因の一つと考えられます。



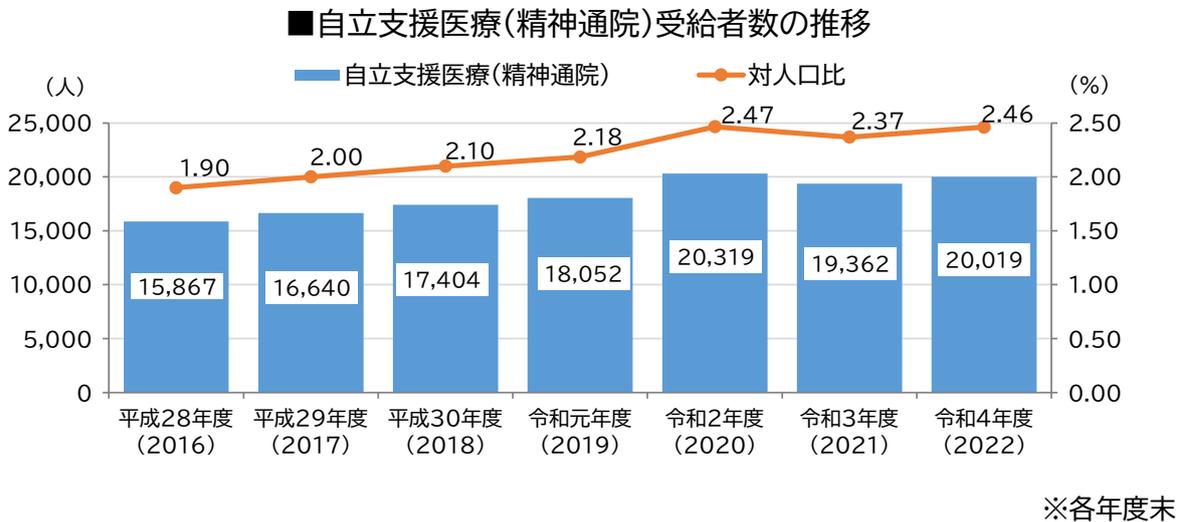
③精神障害者保健福祉手帳所持者

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、大きく増加し続けています。制度への認知が高まったことに加え、発達障害の診断による手帳取得が増えていることが背景の一つとして考えられます。



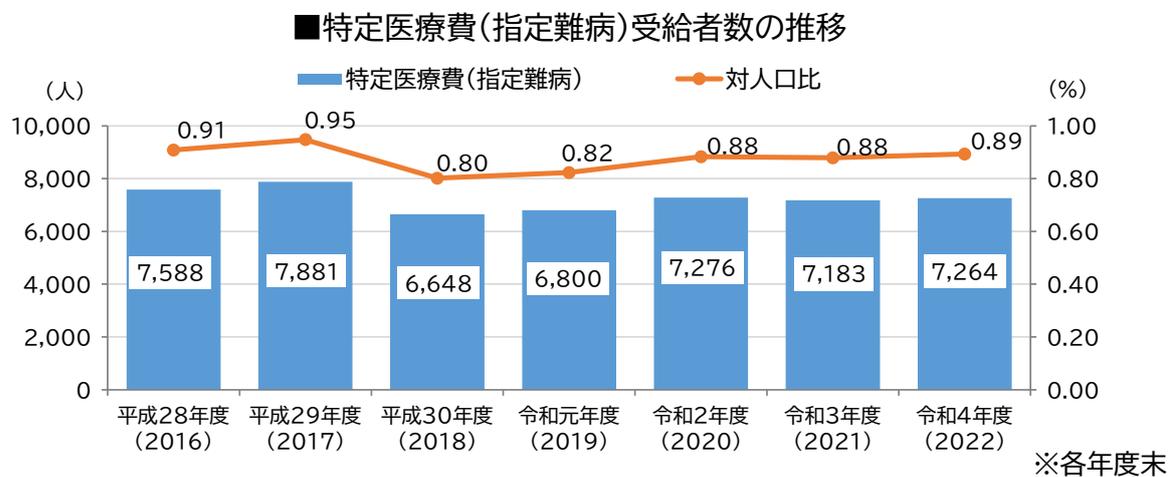
④自立支援医療(精神通院)

本市の自立支援医療については、精神通院医療の受給者数が多く増加傾向で推移していましたが、令和3年度に減少に転じ、令和4年度に再び増加しています。



⑤特定医療費(指定難病)

指定難病については、国により医療費助成対象疾病が指定されており、その数は徐々に増えています。本市においては、指定難病医療の受給者数は、年による増減がみられ、6,000人台から7,000人台で推移しています

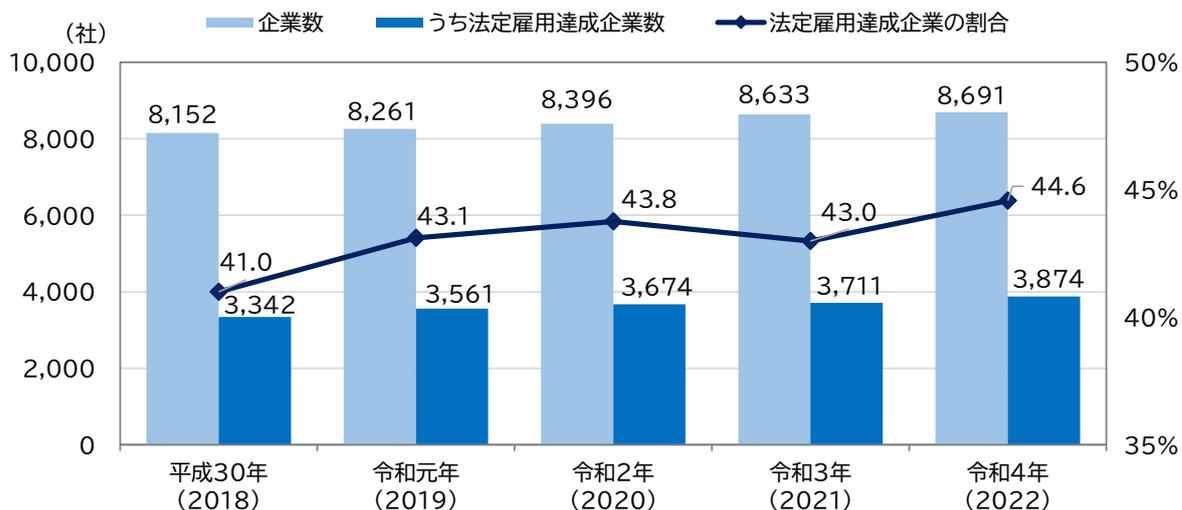


(3)就労の状況

大阪府の障害者雇用の推移をみると、法定雇用達成率については令和元年より43%から44%台で推移しています。

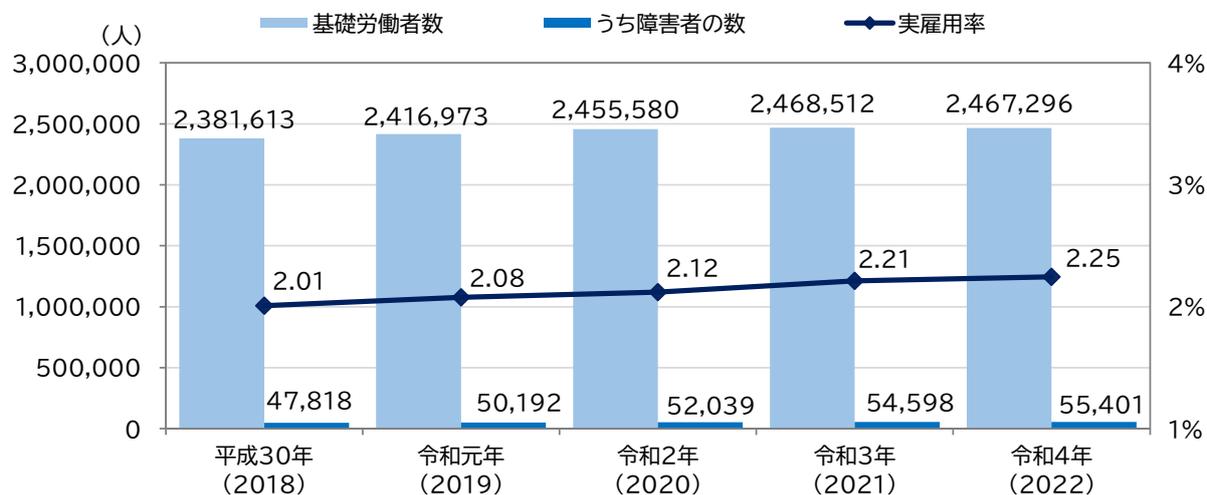
また、実雇用率については、上昇傾向にあり、令和4年に2.25%となっています。

■大阪府内企業における障害者雇用の達成率の推移



資料:大阪労働局 ※各年6月1日現在

■大阪府内企業における障害者雇用の達成率の推移



資料:大阪労働局 ※各年6月1日現在

(4) 当事者調査結果からみた状況

本市では、障害者手帳所持者、自立支援医療や特定医療費等の受給者を対象に、「障害者等実態調査」を実施しました。その概要は、次のとおりです。

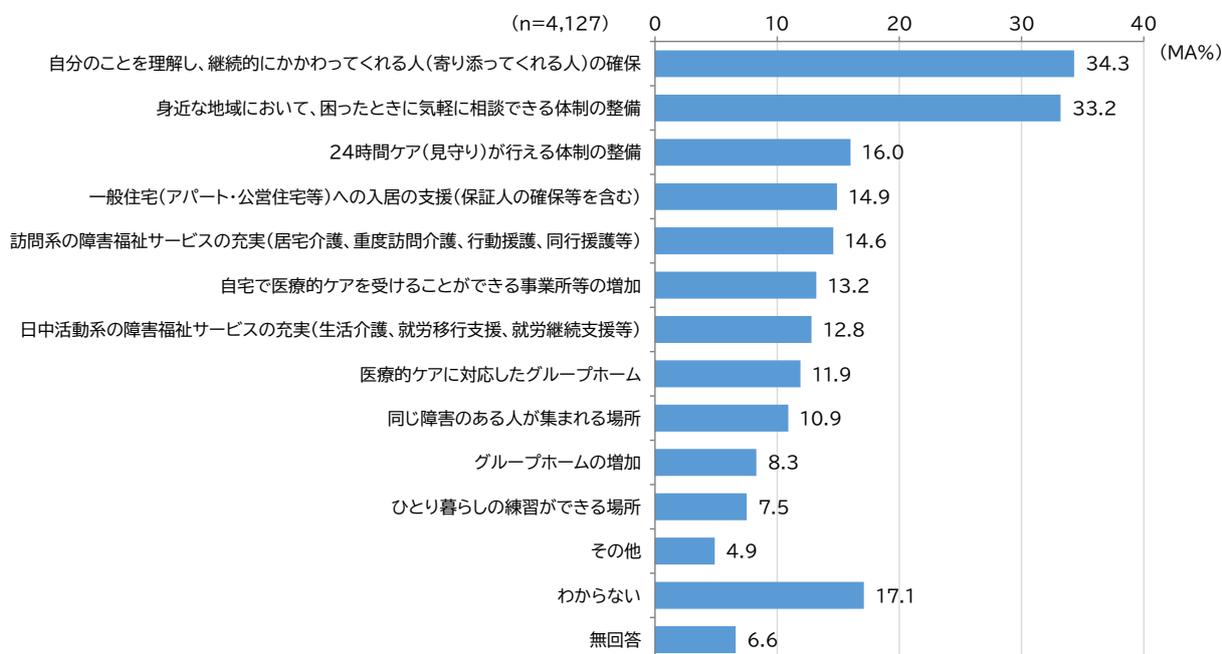
■当事者調査・実施概要

調査対象	堺市の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者、特定医療費(指定難病)受給者、小児慢性特定疾病医療受給者の台帳から抽出した 10,000 人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年9月5日(月)～10月7日(金)
回収状況	有効回答数 4,127 件 (回収率 41.3%)

①地域生活に必要な支援・サービス

自宅や地域での生活に必要な支援・サービスについてたずねたところ、「自分のことを理解し、継続的にかかわってくれる人(寄り添ってくれる人)の確保」が34.3%、「身近な地域において、困ったときに気軽に相談できる体制の整備」が33.2%と、3割超が回答しており、よき理解者や支援者によるアウトリーチ、相談や見守りの体制整備などが課題となります。

■自宅や地域での生活に必要な支援・サービス



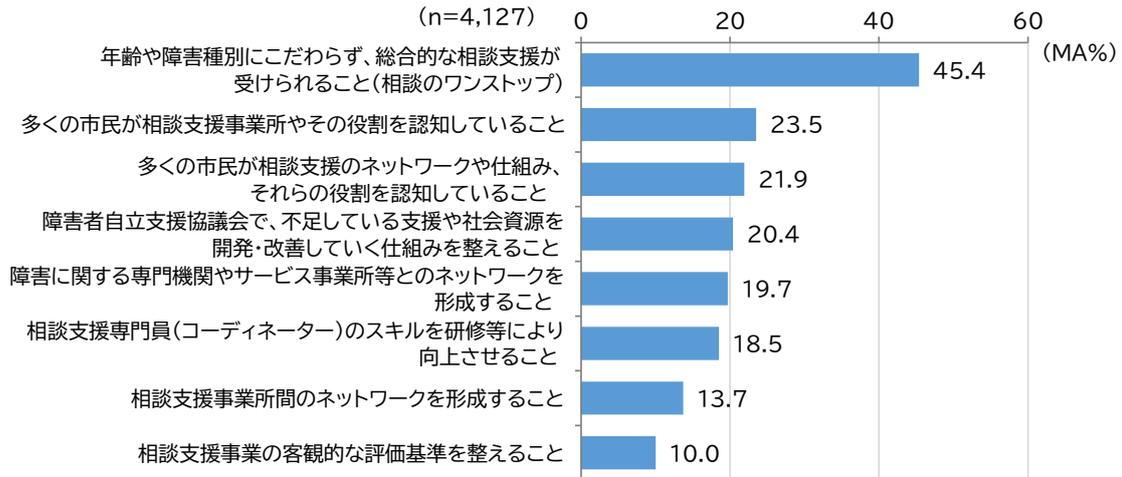
図表中
の表記

◆「n」: 集計対象数 ◆%のみの場合は単数回答の割合
◆MA%(Multiple Answer): 複数回答の割合 ◆3LA%(3 Limited Answer): 3つまで限定回答の割合
※計画策定に向けた回答結果の明示のため、「その他」や無回答等の区分を省いていることがある。

②相談支援サービスの利用促進

相談支援専門員による「サービス等利用計画」、「障害児支援利用計画」の作成といった相談支援サービスを利用する人が増えていくために必要なことは、「年齢や障害種別にこだわらず、総合的な相談支援が受けられること(相談のワンストップ)」が45.4%と最も高くなっています。次いで「多くの市民が相談支援事業所やその役割を認知していること」が23.5%、「多くの市民が相談支援のネットワークや仕組み、それらの役割を認知していること」が21.9%などとなっています。障害種別を問わない相談のワンストップ、相談支援事業所の周知、相談支援の連携・ネットワークの強化やその仕組みの構築が必要となります。

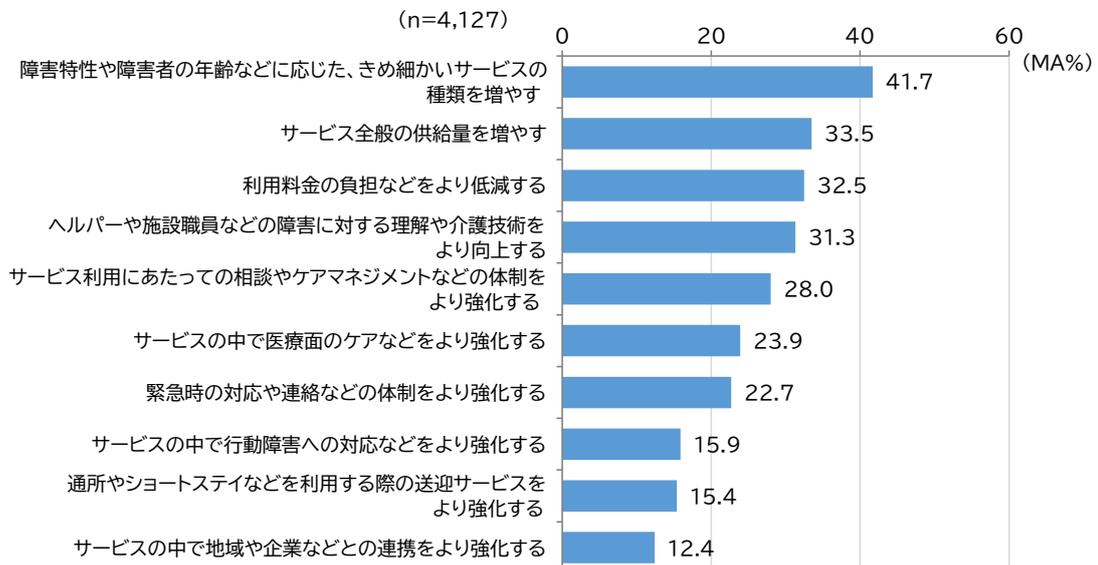
■相談支援サービスの利用促進に必要なこと



③障害福祉サービスの利用促進

障害者が障害福祉サービスなどを利用しやすくするために必要なことでは、「障害特性や障害者の年齢などに応じた、きめ細かいサービスの種類を増やす」が41.7%、「サービス全般の供給量を増やす」が33.5%、「利用料金の負担などをより低減する」が32.5%、「ヘルパーや施設職員などの障害に対する理解や介護技術をより向上する」が31.3%などとなっています。サービス内容の充実、費用負担の軽減、人材の質の向上などへのニーズが高くなっています。

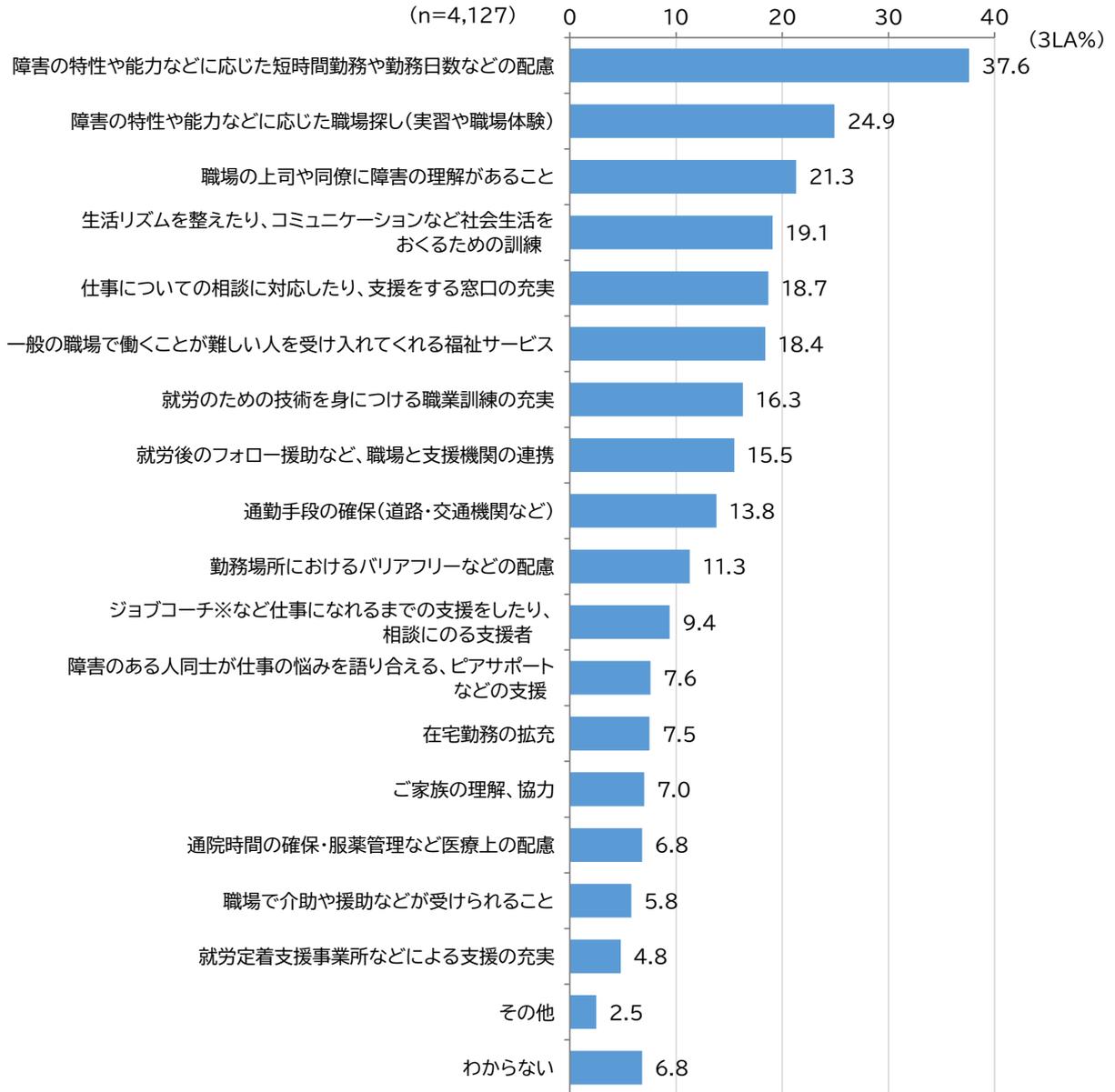
■障害福祉サービスなどの利用促進に必要なこと



④就労継続に必要な支援や環境づくり

障害者が就労し、働き続けるために、どのような支援や環境づくりが必要かたずねたところ、「障害の特性や能力などに応じた短時間勤務や勤務日数などの配慮」が37.6%と最も高く、「障害の特性や能力などに応じた職場探し(実習や職場体験)」が24.9%、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が21.3%などとなっています。個々の状況に配慮した勤務体系や勤務先の選定支援、職場の上司・同僚の障害に対する理解など、雇用側の配慮や理解、障害者への求職支援などが求められます。

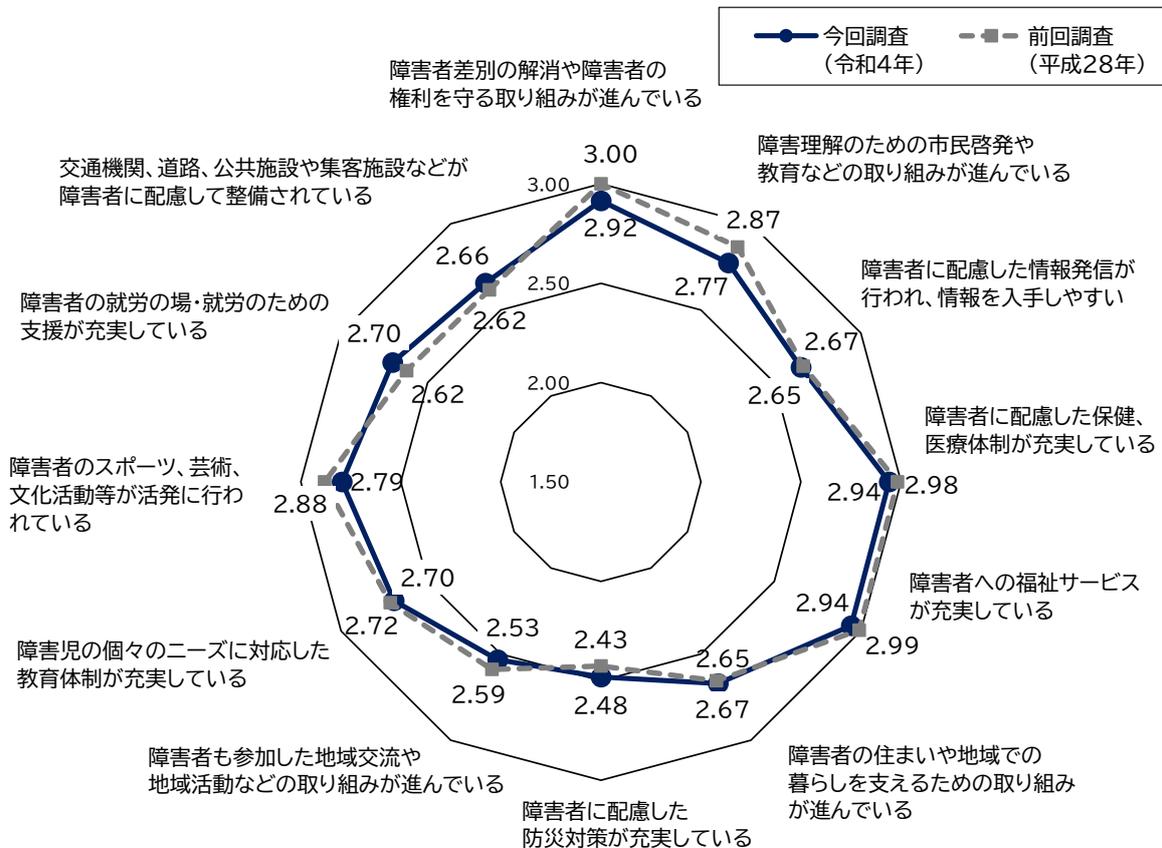
■障害者が就労し、働き続けるため必要な支援・環境



⑤安心して暮らせる社会・まちの状況

障害者が安心して暮らすことのできる社会づくり、まちづくりに関する堺市の状況について、それぞれの項目に対し「そう思う」を5点、「ややそう思う」を4点、「どちらともいえない」を3点、「ややそう思わない」を2点、「そう思わない」を1点として計算した平均値をみると、「障害者に配慮した保健、医療体制が充実している」、「障害者への福祉サービスが充実している」が2.94点と、他の項目に比べると高くなっています。一方、「障害者に配慮した防災対策が充実している」が2.43点、「障害者も参加し地域交流や地域活動等の取組が進んでいる」が2.53点と低くなっています。

■障害者が安心して暮らすことのできる社会(前回比較/加重平均)



(5)法人・事業者調査結果からみた状況

本市では、市内の障害福祉事業を実施している法人と、障害福祉サービスの提供事業者を対象にしたアンケート調査をそれぞれ行いました。概要は次のとおりです。

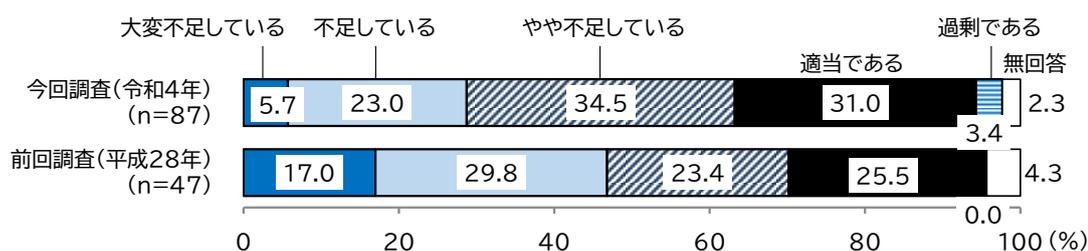
■法人調査及び事業者調査・実施概要

	法人調査	事業者調査
調査対象	堺市内で障害福祉事業を運営されている 159 法人	堺市内で障害福祉サービスを提供されている 728 事業所
調査方法	メール送信による配布、 メール・FAX・郵送による回収 ※リマインドは堺市ホームページまたは電子申請システムから調査票をダウンロードし、メール・FAX・郵送、電子申請システムへのアップロードによる回収	メール送信による配布、 メール・FAX・郵送による回収 ※リマインドは堺市ホームページまたは電子申請システムから調査票をダウンロードし、メール・FAX・郵送、電子申請システムへのアップロードによる回収
調査期間	令和4年9月 20 日(火) ～10 月7日(金) ※10 月 4 日(火)にリマインドを実施し、 10 月 20 日(木)まで回収受付 ※12 月 27 日(火)に再リマインドを実施し、令和 5 年 1 月 27 日(金)まで回収受付	令和4年9月 20 日(火) ～10 月7日(金) ※10 月 4 日(火)にリマインドを実施し、 10 月 20 日(木)まで回収受付 ※12 月 27 日(火)に再リマインドを実施し、令和 5 年 1 月 27 日(金)まで回収受付
回収状況	有効回答数 ・初 回 40 件(回収率 25.2%) ・再リマインド後 47 件(回収率 42.7%) ・合 計 87 件(回収率 54.7%)	有効回答数 ・初 回 266 件(回収率 36.5%) ・再リマインド後 246 件(回収率 50.9%) ・合 計 12 件(回収率 70.3%)

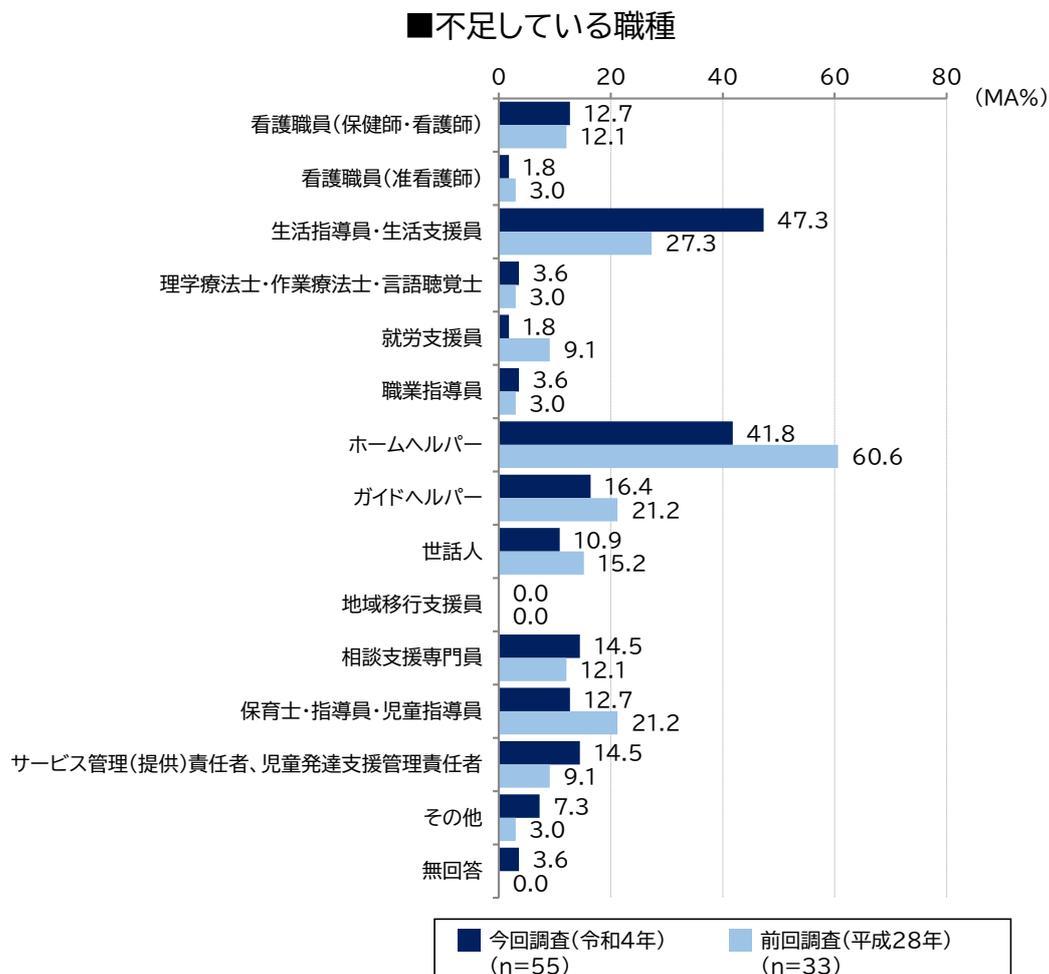
①職員の不足状況

堺市内で福祉事業を展開している法人に、法人全体に属する職員の過不足についてたずねたところ、「大変不足している」が5.7%、「不足している」が23.0%、「やや不足している」が34.5%となっており、『不足』との回答の合計ポイントは63.2%に上ります。

■職員の過不足状況



また、法人全体の人材面において不足している職種をたずねたところ、「生活指導員・生活支援員」が47.3%、「ホームヘルパー」が41.8%などとなっています。



②職員(人材)の確保・育成について

堺市内で障害福祉事業を実施している法人に、職員の確保・育成に関する課題をたずねたところ、「求人を行う労力、経費の負担が大きい」が50%以上、「有資格者など質の高い人材の確保が難しい」が40%以上、「新卒者の確保が難しい」「給与や勤務時間などの条件が合わず採用できない」が30%以上の法人から、それぞれ挙げられています。マネジメント側と従業者側で、報酬体系や条件面の折り合いがつかない状況がうかがえます。

■職員の確保・育成に関して、課題があると感じていること

順位	回答項目	割合(%)
1	求人を行う労力、経費の負担が大きい	50.6
2	有資格者など質の高い人材の確保が難しい	42.5
3	新卒者の確保が難しい	34.5
4	給与や勤務時間などの条件が合わず採用できない	33.3
5	採用しても定着せず、早期にやめる職員が多い	21.8

③障害福祉サービスの課題

堺市内の障害福祉サービス提供事業所に、サービスごとの課題をたずねたところ、回答のあったサービス24種のうち「人材の確保や育成」を挙げているサービスは23種です。また、そのうち80%以上となっていたサービスは16種におよびます。

下表は、各サービスに対応する課題として回答された上位6項目について、サービスごとの回答割合を示しています。

■提供サービスごとの課題

単位：%

課題 サービス名	対象数 n	人材の確保や育成	報酬体系（報酬額が複雑が低	事務処理の効率化	困難ケースへの対応	利用者の確保	利用者の多様化・
居宅介護	128	89.8	41.4	33.6	25.0	27.3	21.1
重度訪問介護	82	86.6	46.3	37.8	34.1	28.0	20.7
同行援護	38	81.6	50.0	34.2	21.1	18.4	21.1
行動援護	7	85.7	28.6	28.6	28.6	14.3	28.6
移動支援	47	85.1	59.6	36.2	19.1	27.7	31.9
生活介護	52	86.5	46.2	26.9	51.9	38.5	51.9
自立訓練(機能訓練)	3	0.0	33.3	0.0	33.3	100.0	0.0
自立訓練(生活訓練)	5	40.0	60.0	20.0	40.0	60.0	40.0
地域活動支援センター	5	80.0	80.0	0.0	60.0	0.0	20.0
日中一時支援	1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
就労移行支援	13	84.6	53.8	53.8	46.2	84.6	69.2
就労定着支援	4	100.0	75.0	50.0	50.0	25.0	25.0
就労継続支援A型	14	85.7	14.3	57.1	21.4	35.7	35.7
就労継続支援B型	69	82.6	55.1	23.2	29.0	49.3	33.3
短期入所(ショートステイ)	9	88.9	77.8	11.1	55.6	22.2	44.4
共同生活援助(グループホーム)	33	90.9	45.5	33.3	39.4	27.3	27.3
施設入所支援	4	100.0	50.0	50.0	75.0	50.0	50.0
計画相談支援	40	70.0	62.5	60.0	57.5	12.5	25.0
障害児相談支援	14	64.3	57.1	57.1	50.0	14.3	21.4
地域移行支援	4	75.0	100.0	100.0	75.0	0.0	25.0
地域定着支援	5	100.0	80.0	100.0	80.0	0.0	40.0
児童発達支援	34	82.4	47.1	35.3	38.2	52.9	35.3
放課後等デイサービス	54	74.1	55.6	44.4	35.2	51.9	44.4
保育所等訪問支援	3	66.7	0.0	66.7	33.3	33.3	0.0
その他、サービス名記入なし	69	71.0	42.0	23.2	30.4	31.9	24.6

※重度障害者等包括支援、訪問入浴、宿泊型自立訓練、療養介護、自立生活援助、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については回答なし

※回答個数ベースで上位6位(3割以上の回答を得た6項目)の課題について掲載

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画においてめざすべき目標像として、第4次堺市障害者長期計画及び第7期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画の基本理念をもとに、次のとおり定めます。

障害者が住み慣れた地域で、安心して、
主体的に、心豊かに暮らせる共生社会の実現

基本理念の趣旨は以下のとおりです。

- 障害者がその生活・人生を尊重され、必要なサービスや支援等が選択でき、住み慣れた地域の中で安心して、自らの意思のもと、多様に、自立して暮らすことができる社会の実現をめざします
- 障害に対する理解と認識、障害者それぞれの個性と人格を尊重する人権意識が社会全体にいきわたり、障害の有無に関わらず、すべての人が主体的に、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができる社会の実現をめざします
- 障害の有無や程度に関わらず、すべての人が支え合いながら、ともに暮らす地域を一緒につくり、障害者が住み慣れた地域の中で安心して、それぞれの個性や能力を発揮し、その一員として生きがいをもって心豊かに暮らすことができる社会の実現をめざします

2. 基本方針

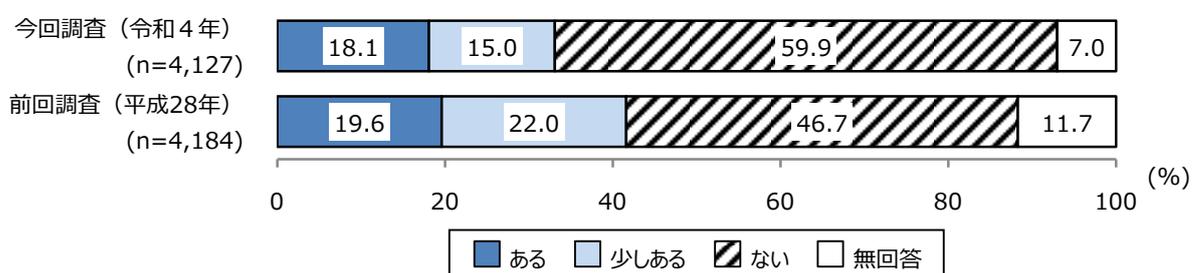
基本理念の実現に向けた取組を進めるにあたって、その考え方の基本となる「基本方針」は、第4次堺市障害者長期計画及び第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画における基本方針をふまえつつ、必要と考えられる新たな視点を盛り込み、次のとおりとします。

① 権利擁護の推進、差別の解消、虐待の防止、自己決定権の尊重

障害者に対する差別・虐待は、重大な人権侵害であり、その解消・防止に向けた横断的な支援や取組が重要です。また、障害者に対する意思の形成段階を含めた意思決定支援をふまえた自己決定権の尊重も重要です。

「障害者虐待防止法」及び「精神保健福祉法」にもとづき、地域や施設、精神科病院等での虐待からの保護、虐待の未然の防止に向けた取組を行うことにより、障害者の権利擁護を図ります。

また、「実態調査」の結果においても、3割以上の方が、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあると回答しています。



「障害者差別解消法」が改正され、すべての事業所においても、合理的配慮の提供が義務化されます。広く事業所に対して、法改正の趣旨への理解を深められるよう周知・啓発を図ります。また、「障害を理由にする差別に関する相談窓口」の周知を図り、障害者やその家族、支援者等が相談できるように努めます。

意思の形成及び表明段階を含め、自ら意思を決定することに支援が必要な障害者等が、希望する暮らしや必要な障害福祉サービス・支援等が選択できるよう、意思決定を支援し、また自己決定権を尊重しながら、取組を進めます。

② ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援の展開

障害者がそれぞれのライフステージや障害の状態、障害特性、生活状況等に応じて、必要な支援がとぎれなく適切に提供されることが必要です。また、発達障害、高次脳機能障害、難病

等も含め、障害者手帳の所持の有無やその程度に関わらず、福祉をはじめ、教育、保健、医療、労働等の分野がその枠のみにとらわれることなく、有機的に連動し、個々に応じた横断的な支援を展開することも重要です。

ライフステージに応じて、利用する福祉サービスや支援機関等が変化し、また、その分野も福祉にとどまらず、多岐にわたります。さらに、障害者が希望する暮らし、それぞれの障害の状態、障害の特性、生活状況等に応じて、分野を越えて、横断的にコーディネートする機能も求められます。

そのため、ライフステージを通じたとぎれのない支援体制の構築に向けた取組を進めます。また、福祉をはじめ、教育、保健、医療、労働等の分野の関係機関が相互に連携し、障害特性に応じた支援が横断的に提供される体制の構築に向けた取組を進めます。

このように、施策の展開にあたっては、障害者それぞれのライフステージや障害特性等を配慮しながら、分野を越えて、横断的に取組を進めます。

③ 社会的障壁の除去・アクセシビリティ(※)の向上、必要かつ合理的な配慮のいきわたる共生社会の実現

障害者は、その障害ゆえに生活に様々な困難を抱え、また、社会の様々な領域に存在する障壁が障害者の生活を制限・制約します。この障壁は、ハード面だけでなく社会的な制度や人々の意識等のソフト面にも存在します。障害者の社会参加や安心した生活のためには、社会的な障壁の除去、障害者に対する理解啓発を進める必要があります。また、障害の有無や程度にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らし、学び、働く共生社会の実現に向けた取組が重要です。

社会的障壁は、明らかに障害者差別として認識されるものがある一方、一見わかりにくいものもあります。これら社会的障壁の除去を進めることによって、障害の有無や程度にかかわらず、社会の様々な領域への参加にもつながります。また、社会的障壁の除去を進めていくにあたっては、障害者の参画を確保し、その意見を施策に反映させます。

また、知的障害や発達障害などは、外見では障害があることが分かりにくく、そのため、周囲の理解を得られないこともあります。そのため、地域や学校園などにおいて、障害者に対する理解啓発を進めます。

本市では、平成 29(2017)年 4 月より施行している「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」では、手話を言語として位置づけ、また、手話だけではなく広く障害者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用の促進を目的としています。本条例の理念の実現に向け、策定している施策の推進方針のもと、市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及、障害者がコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備、手話通訳者、要約筆記者等のコミュニケーション支援者の育成及び確保に向けた取組を進めています。

さらに、令和 4(2022)年 5 月には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、可能なかぎり、障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにすることや、障害のない人が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点で取得できるようにすることなどが求められています。

社会生活を送るうえで、必要な情報が得ることができることは生活の基盤でもあります。そのため、障害の有無や程度にかかわらず、求める情報にすべての人がアクセスできるよう、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」や「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」等の主旨をふまえ、コミュニケーションの支援や情報提供手段の充実を図ります。

また、コミュニケーションに支援が必要な障害者に対しては、その支援を行うことができる人材の確保・育成が重要であり、手話通訳者、要約筆記者等の養成も進めます。

施策の展開にあたっては、社会的障壁の除去や障害者に対する理解促進、情報を含めたアクセシビリティの向上など、必要かつ合理的な配慮がいきわたる共生社会の実現に向けた取組を進めます。

(※)施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさをさします。

3. 計画の視点

(1)SDGs の視点

本市では「SDGs 未来都市計画」を策定しています。本計画においても、SDGsの17の目標の視点をふまえ、施策体系や取組を進めます。



SDGs(エスディー・ジーズ)とは

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

17のゴールの中には、「3 すべてのの人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」など、障害者やその家族等を取り巻く環境に関連したものがあります。

(2)新たな生活様式の視点

世界中で猛威をふるった新型コロナウイルスにより、人類は行動変容を余儀なくされ、我が国においても、手洗い、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保が生活の中に定着しました。その後、令和5年3月にはマスク着用が個人判断となり、感染症法上の位置づけは季節性インフルエンザと同等の「5類」に移行することとなりました。

この間、コロナ禍で暮らしていく「ウィズ・コロナ」をはじめ、終息後の「アフター・コロナ」や将来を見据える「ポスト・コロナ」を時代背景に、地域社会や生活の構造変化への対応が求められています。本計画においても、新しい生活様式を見据えた視点を取り入れます。

3. 施策の展開

No.	基本施策	施策
1	地域生活の支援及び地域生活への移行に向けた支援、相談支援の充実・強化と人材の確保・育成	(1)意思の形成段階を含めた意思決定支援の充実
		(2)施設入所者の地域生活への移行・入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた支援体制の構築
		(3)暮らしの場の整備・確保
		(4)相談支援体制・ネットワークの充実・強化
		(5)地域生活を支える人材の確保・育成
		(6)防災及び防犯対策の推進
2	就労支援・雇用の充実、社会参加の促進	(1)総合的な就労支援、企業等への啓発・支援の充実、障害者就労施設等の優先調達の推進
		(2)障害者雇用の促進、職場定着支援の充実
		(3)障害特性等に応じた、福祉的な就労も含めた多様な就労への支援
		(4)障害者の社会参加の促進
		(5)文化芸術・スポーツ等の活動の推進、余暇支援等の充実
3	障害のある子どもとその家族への支援の充実、ライフステージを通じたとぎれのない支援、教育・保健・医療・労働等との分野を超えた横断的な連携による支援	(1)障害・疾病等の早期発見・早期支援とその家族等への支援
		(2)医療的ケアを必要とする人への支援の充実
		(3)強度行動障害を有する人への支援体制の構築
		(4)発達障害者等への支援の充実
		(5)難病に係る保健・医療施策との連携による支援
		(6)精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第 2 部 第 5 次堺市障害者計画

I 地域生活の支援及び地域生活への移行に向けた支援、相談支援体制の充実・強化と人材の確保

1) 意思の形成段階を含めた意思決定支援

- 意思の形成及び表明段階を含め、自ら意思を決定することに支援が必要な障害者等が、希望する暮らしや必要な障害福祉サービス・支援等が選択できるよう、意思決定を支援する取組を進めていく必要があります。
- 特に、知的障害や精神障害などで自己決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるよう、障害者本人が安心して自由に意思表示できるよう意思決定支援を促進します。
- また、意思形成を含めた意思決定支援を担う支援者として、相談支援専門員等が期待される役割が大きく、大阪府と連携し、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、意思決定支援に関する研修を実施するなど、その取組を推進します。

2) 施設入所者の地域生活への移行・入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた支援体制の構築

- 本市において、令和5年3月時点で、約430名の方が障害者支援施設にて生活されており、その入所者の高齢化・重度化や入所期間の長期化に加え、「実態調査」では、障害者支援施設の老朽化も課題として見られました。
- また、障害者施策の変遷にともない、それまでの施設入所を中心とした支援のあり方から、地域での生活を中心とした支援のあり方へと変化し、さらに、障害者支援施設からの地域移行の考え方も明確なものとされました。
- これまで、本市において、障害者入所施設からの地域移行に向けた支援は、障害者基幹相談支援センターに設置している地域移行コーディネーターが中心となり、その取組を進めてきました。

- 今後も継続して、地域生活への移行の取組を進めていくためには、障害者本人はもちろんのこと、その家族等、施設職員への情報提供やその理解促進が重要であり、地域移行コーディネーターが中心となり、障害者本人やその家族等あるいは施設職員等を対象とした研修等の取組を進めます。
- また、本市において、令和4年6月時点で、約1,450人の方が精神科病院に入院しており、そのうち、約860人は長期入院(入院期間が1年以上)となっています。
- 障害者基幹相談支援センターに設置している地域移行コーディネーターが中心となり、入所中の精神障害者のニーズも確認し、精神科病院との連携のうえ、院内茶話会等の地域生活への移行に向けた支援を行ってきました。
- 今後も、地域移行コーディネーターが中心となり、地域移行に向けた支援を行います。また、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係る協議の場を活用し、入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた支援を含めた支援体制の構築を進めます。

3) 暮らしの場の整備・確保

- 障害者が安心して地域で生活を送るためには、さまざまな暮らしの場が確保されることが重要です。
- 「実態調査」によれば、90%以上の方が自宅で生活されていますが、療育手帳所持者では、グループホームにて生活している人の割合が7%弱と、他の障害のある方に比べて多くなっています。
- また、療育手帳を所持している人は、医療的ケアへの対応も含めて、グループホームの増加への希望が多くみられます。精神障害のある人(精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者)は、一般住宅への入居に向けた支援希望が多くみられます。
- 今後も、医療的ケアを有する人や強度行動障害を有する人などにも対応できるグループホームの整備・拡充を図ります。
- あわせて、今後、居住支援協議会等とも連携しながら、「住宅セーフティネット法」などを踏まえ、障害者の住居確保への支援を行います。

- さらに、地域で安心して生活するための「地域生活支援拠点等」の機能の充実を図ります。また、精神障害者やその家族等が地域で安心して生活が送れるよう、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

4) 障害者やその家族等への相談支援体制・ネットワークの充実・強化

- 障害者が安心して地域で生活を送るためには、さまざまなサービスや支援を必要とする場合、そのサービスへつなげるためのきめ細かい調整やコーディネートなどの相談支援が必要となります。相談支援は、障害者が地域で安心して生活を送るための入口の支援で、その役割はとても重要です。
- 本市においても、平成24(2012)年度より各区に障害者基幹相談支援センターを設置するとともに、健康福祉プラザに総合相談情報センターを置き、相談窓口のワンストップ化と総合的・専門的な相談支援体制の充実を進めています。障害者基幹相談支援センターを区域の中核に、総合相談情報センターを市域の中核とし、地域の事業所や専門機関等との連携調整を図り、相談に迅速・柔軟に対応できる体制づくりを進めています。
- 障害者基幹相談支援センター及び総合相談情報センターを設置し、10年以上が経過したため、令和4(2022)年度から令和5(2023)年度にかけて、障害者施策推進協議会の下に、「地域で障害者やその家族等を支える相談支援のあり方専門部会」(略称:あり方専門部会)を設置し、障害者相談支援のあり方について、計5回の協議を行いました。
- 「あり方専門部会」では、障害者基幹相談支援センターが期待される役割が年々大きくなっており、人材の確保・育成を含めて、その体制の充実・強化が急務であること、一方で、障害者基幹相談支援センターが担うべき役割等についても議論が行われました。
- (※ 「あり方専門部会」での議論内容や結果を追記)
- また、「実態調査」によれば、自宅・地域で生活するために希望するサービスや支援として、「自分のことを理解し、継続的にかかわってくる人の確保」が34.3%、「身近な地域において、困ったときに気軽に相談できる体制の整備」が33.2%となっています。
- 困ったときの相談相手としては、「家族や親せき」が75.3%と最も多くなっており、「障害者基幹相談支援センター」は2.1%、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」は3.7%、「区役所などの行政機関」は7.1%となっています。

- また、相談支援サービスを利用する人が増えていくために必要なこととして、「年齢や障害種別にこだわらず、総合的な相談支援を受けられること（相談支援のワンストップ）」が、45.4%と最も多くなっており、続いて、「多くの市民が相談支援事業所やその役割を認知していること」が23.5%、「多くの市民が相談支援のネットワークや仕組み、それらの役割を認知していること」が21.2%、「障害者自立支援協議会で、不足している支援や社会資源の開発・改善していく仕組みを整えること」が20.4%の順となっています。
- これらの結果からも、障害者やその家族等を支える相談支援体制の充実・強化を図る必要があり、年齢や障害種別にこだわらず、総合的な相談支援を行っている障害者基幹相談支援センターが期待される役割が大きく、また、障害者自立支援協議会が担うべき役割も大きなものとなっています。
- そのため、障害者基幹相談支援センターの体制強化、障害者自立支援協議会の充実・強化なども含め、地域で安心して生活を送るよう、相談支援・ネットワークの充実・強化を図ります。

5) 地域生活を支える人材の確保・育成

- 障害者が安心して地域で生活を送るためには、さまざまなサービスや支援を必要とする場合、そのサービスを担う人材の確保・育成は重要な課題であり、また、医療的ケアの必要な人、行動障害のある人など、障害特性に応じた専門性も求められています。
- 「実態調査」においても、サービス種別を問わず、「人材の確保・育成」を課題としてあげる法人・事業所がとて多くなっています。
- 本市においては、大阪府等との合同求人説明会の共催や新任相談支援専門員向けの連続勉強会等の開催など、人材の確保・育成に向けた取組を行っています。
- 今後も、このような取組を行います。また、国に対して、適切な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を働きかけます。

次期障害者計画の策定に向けて

【障害福祉計画・障害児福祉計画に係る 成果目標と活動指標】

令和5年8月23日

成果目標と活動指標（見込量）

【成果目標】

- 国の基本指針では、障害福祉計画及び障害児福祉計画において、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当であるとされています。
- 成果目標は、国の基本指針において、その項目や内容等の基準を設定されています。また、大阪府も、国の基本方針をふまえた考え方を示しており、本市においては、国の基本方針及び大阪府の考えをふまえ、成果目標を設定します。

【活動指標（見込量）】

- 国の基本指針において、成果目標を達成するため、その必要となる必要な量等（以下「活動指標（見込量）」という。）を、障害福祉計画及び障害児福祉計画に見込むことが適当であるとされています。
- 活動指標（見込量）も、国の基本指針及び大阪府の考え方に加え、「障害者等実態調査」の結果もふまえ、設定します。
- 活動指標（見込量）の設定にあたっては、国の基本方針における見込量の算出方法、大阪府の考え方をふまえながら、サービスごとの月間利用見込者数及び月間利用量を、活動指標（見込量）として積算することを基本とします。
- 活動指標（見込量）は、今後必要とされる量を見込むものであり、上限値とするものではありません。

【進捗管理と評価】

- 成果目標は、活動指標（見込量）を活用しながら、年1回以上、障害者施策推進協議会に報告し、検証・評価を行います。

成果目標

項目	小項目
① 福祉施設の入所者の地域生活への移行	1) 地域生活への移行者数 2) 施設入所者の減少数 【大阪府の考え方は、国の基本方針と異なる】
② 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③ 地域生活支援の充実	1) 地域生活支援拠点等の機能の充実 2) 強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握と支援体制の整備
④ 福祉施設から一般就労への移行等	1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数 2) 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率の向上 3) 就労継続支援B型事業所における工賃平均額の向上 【大阪府独自の設定】
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等	1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進 2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業者の確保 3) 医療的ケア児への支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置 4) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整にかかる協議の場の設置
⑥ 相談支援体制の充実・強化等	1) 相談支援体制の充実・強化等
⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築	1) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

成果目標とその考え方①

項目	小項目	府の考え方	直近値	令和8年度末までの目標値	考え方やその取組
① 福祉施設の入所者の地域生活への移行	1) 地域生活移行者数	令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行	432人 (令和4年度末時点)	計26人 令和6～8年度の3年間の累計	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行コーディネーターが、市内の入所施設の状況に応じて、施設職員等を対象とした地域移行に向けた研修、利用者を対象としたピアを活用した取組等を実施します 地域移行コーディネーター、市内の入所施設担当者、行政担当者が参加する地域生活移行支援会議を開催し、各入所施設の入所者を共有し、地域生活への移行支援に向けた課題共有等を実施します
	2) 施設入所者の減少数	令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数から1.7%以上の減少		424人 【8名の減少】 令和8年度末の数値	
② 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1) 精神病床における1年以上の長期入院患者数	令和8年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者を8,193人 (年齢区分は設定しない) (新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の長期入院患者の推移をもとに、大阪府独自で算出)	861人 (令和4年6月時点)	794人 令和8年6月時点の数値	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行コーディネーターが市内の精神病院と協力し、退院意欲の喚起のため、ピアサポーターを活用した茶話会の開催や、職員向けの地域移行に関する研修等の取組を実施します 「協議の場」を活用し、退院意欲の喚起への取組、地域生活への移行支援に向けた取組を進めるほか、地域ごとの課題抽出のための取組も検討します

成果目標とその考え方②

項目	小項目	府の考え方	直近値	令和8年度末までの目標値	考え方やその取組
③ 地域生活支援の充実	1) 地域生活支援拠点等の機能の充実 【新規】	令和8年度末までの間、各市町村において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業者等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築 年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討	面的整備による整備済 (平成29年度) コーディネーター未設置 (令和4年末時点) 年1回以上の検証・検討は実施継続	令和8年度末までに、コーディネーターの配置の必要性を含め、機能について検証・検討し、効果的の支援体制及び緊急時の連絡体制の構築 年1回以上の検証・検討の継続実施	地域生活支援拠点等（拠点等）の機能の充実においては、 「拠点等による支援が必要となる障害者の把握」 「拠点等の機能の中心的な役割を担うコーディネーターの配置」 「緊急時や休日・夜間の相談支援体制の整備」等の課題があり、効果的な支援体制・連絡体制の構築に向けた継続的に検証・検討を実施します。
	2) 強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実 【新規】	令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定 ・強度行動障害を有する者の実態や必要なサービス等に関する調査の実施 ・大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和4年3月）を参考にした取組	【現状の取組】 ● 令和元年度、自立支援協議会の下に、強度行動障害支援ワーキング（WT）を設置 ● 令和2年度～令和3年度はコロナ禍で中断 ● 令和4年度より協議を再開し、大阪府事業を参考に、令和6年度中の堺市としての体制整備に向けて、協議を進行中 ● 重度障害者対応型GH事業運営補助を実施	※ 強度行動障害支援WTの報告内容をふまえ、 令和6年度中に、強度行動障害を有する人に対する支援体制の構築と、その後の継続的な評価・検討の実施 令和8年度末までに、強度行動障害を有する人に関する実態の把握を検討 ワーキングでの検討結果をふまえ、修正します。	● 強度行動障害支援WTの報告内容をふまえ、地域で暮らし続けることを目的として、「支援体制・ネットワーク・社会資源の整備」、「支援力の向上」、「外部からの声・視点の確保」、「ノウハウの確立」に向け、大阪府との連携のもと、本市における支援体制の構築を推進します。 ● 障害者自立支援協議会において、支援体制の継続的な評価・検討を実施します。

成果目標とその考え方③

項目	小項目	府の考え方	直近値	令和8年度末までの目標値	考え方やその取組
④ 福祉施設からの一般就労への移行等	1) 福祉施設からの一般就労への移行	就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数 3,142人 (R3実績の1.28倍以上) (内訳) ・就労移行支援 2,204人 (R3実績の1.31倍以上) ・就労継続支援A型 568人 (R3実績の1.29倍以上) ・就労継続支援B型 347人 (R3実績の1.28倍以上)	221人 (令和3年度実績)	283人 令和8年度の見込	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針に基づき、目標を設定します。 一般就労に向けた取組として、「障害者就業・生活支援センター」(エマリス)において、就労を希望する障害者それぞれの個性や特性を把握したうえで、必要に応じて就労支援に携わっている関係機関と連携しながら、就職に向けた支援及び就職後も継続して定着支援を行います。 令和5年度より、希望者が一般就労に向かうことができるよう、「障害者就業・生活支援センター」(エマリス)が中心となり、企業と福祉施設をマッチングし、障害者の職場体験実習を行う取組を開始しており、引き続き、その取組を行います。 商工会議所等と連携し、各種セミナーを開催し、一般企業の障害理解を促進します。 あわせて、一般企業への授産活動の啓発を行います。
		就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 6割以上 (R3実績 5.7割)	—	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 6割以上	

【新規】

成果目標とその考え方④

項目	小項目	府の考え方	直近値	令和8年度末までの目標値	考え方やその取組
④ 福祉施設からの一般就労への移行等（続き）	2) 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率 【新規】	就労定着支援事業の利用者数について、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上 1,781人（R3実績:1,263人）	101人 （令和4年度実績）	142人 令和8年度の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針に基づき、目標を設定します
		就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2.5割以上（R3実績:1.4割）	—	就労定着率については、 令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 2.5割以上	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針に基づき、目標を設定します
		地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組む	就労支援部会は未設置 （令和4年度末時点）	国の基本指針に基づき、 令和8年度末までに、就労支援に関する部会を設置するなど、関係機関が連携した支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 令和6（2024）年に施行される改正障害者総合支援法の主旨をふまえ、就労支援に関する部会の設置等の取組を通じて、地域支援体制の整備を進めます。
	3) 就労継続支援B型事業所における工賃平均額の向上	令和3年度の各事業所の目標額と達成状況をもとに、府協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の踏まえて設定	11,075円 （令和3年度実績）	検討中 今後、示される大阪府の目標設定をふまえて設定予定	<ul style="list-style-type: none"> 工賃向上のための取組として、「授産活動支援センター」において、通常のマッチング・コーディネートのほか、事業所に支援員を派遣し内職等の作業方法の改善等の助言を行う人材派遣事業を継続に実施します。

成果目標とその考え方⑤

項目	小項目	府の考え方	直近値	令和8年度末までの目標値	考え方やその取組
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等	1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進 【新規】	令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村で少なくとも1か所設置 各市町村に設置された児童発達支援センター等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制の構築	設置済 (昭和49年度整備) 4か所 (令和4年度末時点)	地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本方針、大阪府の考え方では、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することとされているが、すでに設置しています。 地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。
	2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業者の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業者を少なくとも1か所以上設置する 大阪府が示す目標値を参考に、参考値以上の事業所が設置されている場合、それ以上の目標値を設定	9か所 (令和4年度末時点)	検討中 府からの提供時期 9月上旬の予定	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本方針、大阪府の考え方では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業者を少なくとも1か所以上設置することとされていますが、すでに設置済です。 今後、大阪府より示される参考値に基づき、目標値を設定します。 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業者を確保し、引き続き、支援体制の確保に努めます。

成果目標とその考え方⑥

項目	小項目	府の考え方	直近値	令和8年度末までの目標値	考え方やその取組
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）	3) 医療的ケア児への支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置	<p>令和8年末までに、医療的ケアを要する重症心身障害児等に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村に設置する</p> <p>設置済の市町村においては、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けられることができるよう協議の場を活性化させる</p>	<p>設置済 (平成30年度までに設置済)</p>	<p>保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けられることができるよう協議の場を活性化させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本方針に基づき、目標を設定します 医療的ケア児等の協議の場である「医療的ケア児等支援連絡会議」では、医療的ケア児等への支援や取組について意見交換を実施しており、今後も定期的を開催します。
		<p>医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係関係各1名以上、地域の実情に応じて、市町村に設置する</p>	<p>設置済 (令和2年度配置済) 88人 (令和4年度末時点)</p>	<p>188人 令和8年度末の見込み それまでに養成研修を修了する人数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本方針に基づき、それまでに養成研修を修了する人数により設定します 医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者が、地域の各事業所に在籍していますが、コーディネーター同士の連携についても、検討していきます。
	4) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整にかかる協議の場の設置 <div style="background-color: red; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">【新規】</div>	<p>政令市においては、関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていけるような目標を設定</p>	<p>「協議の場」は未設置 (令和4年度末時点)</p>	<p>令和8年度末までに、「協議の場」の設置について、その必要性も含めた検討を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害児入所施設からの退所にあたっては、区役所や基幹相談支援センター等が子ども相談所と役割分担・連携しながら、子ども相談所が聞き取った対象者等の意向等のもと、それぞれの状況に応じた、地域生活への移行に向けた支援を継続します。

成果目標とその考え方⑦

項目	小項目	府の考え方	直近値	令和8年度末までの目標値	考え方やその取組
⑥ 相談支援体制の充実・強化等	1) 相談支援体制の充実・強化	<p>令和8年度末までに、基幹相談支援センター（基幹C）を全ての市町村にて設置</p> <p>基幹Cが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保</p>	<p>基幹C設置済（H24年度）</p> <p>基幹Cによる</p> <p>① 相談支援事業所への専門的助言等件数 491件（R4実績）</p> <p>② 相談支援事業所への人材育成の支援件数 14件（R4実績）</p> <p>③ 相談機関との連携強化の取組の実施回数 21件（R4実績）</p> <p>④ 基幹Cにおける主任相談支援専門員の配置人数 10名（R4実績）</p>	<p>障害者手帳所持者数や障害福祉サービス利用者数の増加、相談者のニーズの多様化に対応するため、基幹Cの体制強化を図ります。</p> <p>① 530件</p> <p>② 15件</p> <p>③ 25件</p> <p>④ 15名</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本方針、大阪府の考え方に基づき、目標を設定します。 基幹Cが中心となり、相談支援従事者研修における実習の受入、勉強会等を継続的に実施します。 基幹C及び主任相談支援専門員との連携により、新任相談支援専門員向け連続勉強会を継続に実施します。 計画的に基幹Cへの主任相談支援専門員の配置を行います。
		<p>令和8年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を実施</p> <p>これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保</p> <p style="text-align: right;">【新規】</p>	<p>①相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業所等数 集計中（R4実績）</p> <p>②協議会における専門部会の設置数及び実施回数 設置専門部会数：2部会、2ワーキング 実施回数：20回 (いずれもR4 実績)</p>	<p>① 令和8年度末までに、すべての区協議会にて事例検討を実施</p> <p>② 設置専門部会数：4部会 実施回数：20回</p> <p style="text-align: center;">自立支援協議会での検討をふまえ、修正します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和6（2024）年に施行される改正障害者総合支援法では、協議会において個別事例を情報共有することが明記され、参加者に対する守秘義務や関係機関による情報提供に関する努力義務が設けられたことから、現在設置しているワーキングの部会への変更等の取組を通じて、地域支援体制の整備を進めます。

成果目標とその考え方⑧

項目	小項目	府の考え方	直近値	令和8年度末までの目標値	考え方やその取組
⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかわる体制の構築	1) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかわる体制の構築	市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から、報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について目標設定	障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起の実施： 実施 （令和4年度実績） 適切な障害福祉サービス等の提供の促進を図るため、大阪府等と連携し、適正な指導監査等の実施： 実施継続 （令和4年度実績）	障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起の実施 適切な障害福祉サービス等の提供の促進を図るため、大阪府等と連携し、適正な指導監査等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本方針、大阪府の考え方に基づき、目標を設定します。 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、引き続き、厚生労働省、大阪府等の関係機関が主催する研修等への本市職員の参加を進め、研修によって得た知識・ノウハウの組織共有化及び実務における発揮を図ります。 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、今後も、全事業所を対象とする集団指導を活用した手法等により実施し、関係機関等との情報共有・連携を強化します。 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有については、引き続き、大阪府と大阪府内の市町村等との意見交換会での実施を行うとともに、日常的な情報交換、情報共有等の取組も一層進めます。 また、他の指定都市等との実務レベルでの情報共有等の取組も引き続き実施します。
			①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 延べ31人 ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 実施（1回） ③障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有 実施（2回） （いずれも令和4年度実績）	① 延べ40人 令和6～8年度の3年間の累計 ② 実施 ③ 実施	

活動指標（見込量）

1 訪問系サービス

サービス種別	直近値 令和4（2022）年度		令和6（2024）年度		令和7（2025）年度		令和8（2026）年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
① 居宅介護	3,105	60,035	3,370	63,851	3,511	65,848	3,657	67,908
② 重度訪問介護	242	39,703	236	41,578	233	42,548	230	43,541
③ 同行援護	308	7,914	336	9,844	350	10,978	364	12,242
④ 行動援護	102	2,677	130	3,678	146	4,310	164	5,050

- 居宅介護は、利用者数及び利用量が増加しており、障害者の地域での生活を支えるサービスとしてのニーズも高く、今後も増加が見込まれるため、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。
- 重度訪問介護は、利用者は横ばい傾向ですが、一人あたりの利用量が増加しています。重度の障害者の地域での生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、今後も同様の水準で推移するものとして、見込量を設定します。
- 同行援護は、視覚障害により外出が著しい困難を有する人のための外出支援であり、利用者数及び利用量が増加しています。そのため、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。
- 行動援護は、行動に著しい困難を有する人のための外出支援であり、利用者数及び利用量が増加しています。そのため、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。
- 重度障害者等包括支援は、利用実績がないため、見込量を設定しないこととします。

活動指標（見込量）

2 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労系サービス）

サービス種別	直近値 令和4（2022）年度		令和6（2024）年度		令和7（2025）年度		令和8（2026）年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
① 生活介護	2,228	43,336	2,406	45,733	2,500	46,981	2,598	48,262
② 自立訓練 （機能訓練）	29	303	41	469	48	584	57	726
③ 自立訓練 （生活訓練）	133	1,736	94	1,137	82	985	72	854
④ 就労移行支援	310	5,280	316	5,430	319	5,507	322	5,584
⑤ 就労継続支援 （A型）	465	8,989	475	10,061	480	10,644	486	11,260
⑥ 就労継続支援 （B型）	2,830	48,301	3,511	58,682	3,910	64,681	4,354	71,294
⑦ 就労定着支援	101		142		162		197	

- 生活介護は、利用者数が増加傾向にあり、常に介護を必要となる人の日常生活を支えるサービスであり、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。
- 自立訓練（機能訓練）は、利用者数が増加傾向にあり、今後も同様の水準で推移するものとして、見込量を設定します。
- 自立訓練（生活訓練）は、利用者数が横ばい傾向にあります。そのため、今後も同様の水準で推移するものとして、見込量を設定します。
- 就労移行支援は、利用者数が微増傾向にあり、今後も同様の増加が見込まれるものとして、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。
- 就労継続支援（A型）は、利用者数が微増傾向にあり、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。
- 就労継続支援（B型）は、利用者数が増加しています。また、そのニーズも高いことから、今後も同様の増加が見込まれるものとして、見込量を設定します。
- 就労定着支援は、利用者数が増加しており、そのニーズもあることから、今後も同様の増加が見込まれるものとして、見込量を設定します。
- 就労選択支援は、令和7（2025）年10月に開始予定の事業であり、見込量の考え方が示されしだい、見込量を設定します。

活動指標（見込量）

2 日中活動系サービス（療養介護、短期入所）

サービス種別	直近値 令和4（2022）年度		令和6（2024）年度		令和7（2025）年度		令和8（2026）年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
① 療養介護	129	/	129	/	129	/	129	/
② 短期入所	639	4,455	856	5,938	858	5,982	860	5,996

- 療養介護は、利用状況が一定で推移しており、今後も同様に推移するものとして、見込量を設定します。
- 短期入所は、利用状況に新型コロナウイルス感染症による利用制限や利用自粛の影響が見られます。利用ニーズは高いことから、今後利用が増加するものとして、見込量を設定します。

3 居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援）

サービス種別	直近値 令和4（2022）年度		令和6（2024）年度		令和7（2025）年度		令和8（2026）年度	
	人／月		人／月		人／月		人／月	
① 共同生活援助（グループホーム）		1,182		1,355		1,443		1,537
② 施設入所支援		432		428		426		424

- 共同生活援助（グループホーム）は、利用状況がニーズが高く、利用者も増加し続けています。グループホームは、障害者の地域での生活を支える重要なサービスの一つであり、また、入所施設からの地域生活への移行先及び精神科病院入院者の退院先のひとつであるため、グループホームの整備を進めていく必要があります。新型コロナウイルス感染症の影響が大きく見られたこともふまえ、見込量を設定します。
- 施設入所支援は、成果目標として 2026（令和 8）年度末の施設入所者数を424人としていることから、順次入所者数が減少するものとして、見込量を設定します。

活動指標（見込量）

4 相談支援サービス

サービス種別	直近値 令和4（2022）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
	人／月	人／月	人／月	人／月
① 計画相談支援	3,243	3,942	4,346	4,791
② 地域移行支援	7	7	7	7
③ 地域定着支援	206	206	206	206
④ 自立生活援助	2	3	3	3

- 計画相談支援は、障害福祉サービスの利用者のうち、希望する利用者すべてが利用できるということを意識しながら、見込量を設定します。
また、利用ニーズは高く、利用者も増加しています。成果目標の「相談支援体制の充実・強化」の取組のとおり、相談支援専門員の増員や育成、地域とのネットワークの構築に向けた取組を行います。障害福祉サービスの利用者のうち計画を作成している人の割合を高め、令和8年度末には、障害福祉サービスの利用者のおおむね80%が計画を作成しているものとし、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。
- 地域移行支援については、利用実績は少なくなっていますが、今後も、入所施設からの地域生活への移行、精神科病院入院者の退院に向けた取組を行います。直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。
- 地域定着支援は、利用者の実績は一定で推移しています。地域にて安心した生活が継続するためのサービスであり、今後も同様の水準で推移するものとして、見込量を設定します。
- 自立生活援助は、利用実績が少なくなっています。計画相談支援とのすみわけ、事業の認知度等の課題が見られます。見込量としては、直近の実績の推移をふまえて設定します。

<参考> 計画相談支援の実績の推移

	令和3（2021）年3月	令和4（2022）年3月	令和5（2023）年3月
障害福祉サービス等受給者数	9,815	10,200	10,647
計画作成済み人数（※）	6,249	6,711	7,103
計画作成率	63.7%	65.8%	66.7%

活動指標（見込量）

5 障害児サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）

サービス種別	直近値 令和4（2022）年度		令和6（2024）年度		令和7（2025）年度		令和8（2026）年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
① 児童発達支援	1,261	7,940	1,661	10,939	1,861	11,718	2,061	12,978
（医療型児童発達支援）	31	297	/		/		/	
② 放課後等デイサービス	3,500	27,543	3,900	30,691	4,100	32,265	4,300	33,839

- 児童発達支援は、利用実績が増加しています。利用ニーズも高いことから、今後も増加が見込まれるため、直近の実績の推移をふまえ、また、医療型児童発達支援の実績もふまえ、見込量を設定します。
- 放課後等デイサービスは、利用実績が増加しています。事業所の増加にともなう支援の質の向上に取り組んでいく必要があります。見込量としては、今後の利用ニーズも高いことから、これまでと同様の増加があるものとして、設定します。

サービス種別	直近値 令和4（2022）年度		令和6（2024）年度		令和7（2025）年度		令和8（2026）年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
③ 保育所等訪問支援	117	183	197	309	237	371	277	434
④ 居宅訪問型 児童発達支援	1	1	1	2	1	2	1	2

- 保育所等訪問支援は、利用実績が増加しており、今後も利用ニーズも高いことから、これまでと同様に増加するものとして、見込量を設定します。
- 居宅訪問型児童発達支援は、利用実績は少なく、今後も同様の水準で推移するものとして、見込量を設定します。

活動指標（見込量）

5 障害児サービス（障害児相談支援、医療的ケア児等コーディネーター配置人数）

サービス種別	直近値 令和4（2022）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
	人／月	人／月	人／月	人／月
⑤ 障害児相談支援	652	969	1,181	1,439

- 障害児相談支援は、障害児サービスの利用者のうち、希望する利用者すべてが利用できるということを意識しながら、見込量を設定します。利用ニーズは高く、また、利用者も増加しています。成果目標の相談支援体制の充実・強化に向け、相談支援専門員の増員や育成、地域とのネットワークの構築に向けた取組を行います。障害児サービスの利用者のうち計画を作成している人の割合を高め、計画相談支援と同様に、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。

	直近値 令和4（2022）年度末	令和6（2024）年度末	令和7（2025）年度末	令和8（2026）年度末
医療的ケア児等 コーディネーター配置人数	88人	141人	166人	188人

- 医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児とその家族等を適切な支援へつなげるなどの調整の役割が期待されています。毎年度、医療的ケア児コーディネーター養成研修を実施しており、また、成果目標として、令和8（2026）年度末のコーディネーター配置人数を188人ととっていることから、順次増加するものとして、それまでに養成研修を修了する人数により、見込量を設定します。

活動指標（見込量）

6 発達障害者等に対する支援

- 各項目の見込量については、直近の実績の推移をふまえて設定します。

			直近値 令和4（2022）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
①	発達障害者支援地域協議会（堺市発達障害者支援 専門部会）の開催	回	1	1	1	1
②	発達障害者支援センターによる相談支援	件	2,842	3,000	3,100	3,200
	（発達支援延べ支援件数）	件	2,201	2,300	2,360	2,420
	（就労支援延べ支援件数）	件	641	700	740	780
③	発達障害者支援センターにより関係機関への助言	件	2	5	6	7
	（発達支援延べ支援件数）	件	2	4	4	4
	（就労支援延べ支援件数）	件	0	1	1	1
④	発達障害者支援センターによる外部機関や地域住民への 研修・啓発	回	23	25	25	25
	センター主催又は共催による研修	回	8	9	9	9
	講師派遣	回	14	15	15	15
	地域住民向け講演会の開催	回	1	1	1	1
⑤	発達障害者や家族等に対する支援体制の確保					
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の プログラム等の 受講者数（保護者数） 実施者数（支援者）	人	受講者数：10 実施者数：-	受講者数：15	受講者数：15	受講者数：15
	ペアレントメンターの人数（※12）	-		実施者数の考え方は、大阪府に確認中		
	ピアサポーターの活動への参加人数（※13）	-				
				発達障害者やその家族への支援として、当事者会や親の会などの紹介 を行う。また、研修やセミナー等の開催における連携を進める。		

活動指標（見込量）

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	直近値 令和4（2022）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回	3回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	56人	56人	56人	56人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回

- 本市においては、堺市精神保健審議会及び堺市退院促進支援会議を「協議の場」として位置づけており、今後も定期的を開催するものとして、見込量を設定します。

		直近値 令和4（2022）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
④ 精神障害者の地域移行支援	人／月	6	6	6	6
⑤ 精神障害者の地域定着支援	人／月	49	49	49	49
⑥ 精神障害者の共同生活援助（グループホーム）	人／月	210	242	263	284
⑦ 精神障害者の自立生活援助	人／月	1	1	1	1
⑧ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人／月	79	56	48	43

- 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助は、それぞれの直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。
- 精神障害者の共同生活援助（グループホーム）は、利用実績が増加しており、そのニーズも高く、また、グループホームは、障害者の地域での生活を支える重要なサービスの一つであり、また、精神科病院入院者の退院先のひとつであるため、グループホームの整備を進めていく必要があります。今後も、これまでと同様に増加するものとして、見込量を設定します。
- 精神障害者の自立訓練は、今回より新たに設定するものであり、自立訓練（生活訓練）の推移をふまえ、見込量を設定します。

活動指標（見込量）

8 相談支援体制の充実・強化のための取組

【一部、成果目標との重複あり】

	直近値 令和4（2022）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
① 基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置	設置
② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な助言	491件	510件	520件	530件
③ 地域の相談支援事業所の人材育成の支援	14件	15件	15件	15件
④ 地域の相談機関との連携強化の取組	21件	25件	25件	25件
⑤ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	10名	12名	13名	15名

- 障害者手帳所持者や障害福祉サービス利用者の増加、相談者のニーズの多様化に対応するため、基幹相談支援センターの体制強化を進めます。
- 基幹相談支援センターが中心となり、相談支援従事者研修における実習の受入や勉強会等を継続的に実施します。あわせて、基幹相談支援センター及び地域の主任相談支援専門員との連携により、新任相談支援専門員向け連続勉強会を継続的に実施します。今後も、これまでと同様に実施するものとして、これまでの実績をふまえ、見込量を設定します。
- 基幹相談支援センターにおいて、今後も主任相談支援専門員を計画的に配置し、地域の主任相談支援専門員地域の体制づくりや人材育成に取り組めます。

活動指標（見込量）

9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【一部、成果目標との重複あり】

		直近値 令和4（2022）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
①	障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用	延べ31人	令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の3年間の累計 延べ40人		
②	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施（1回）	実施	実施	実施
③	障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の結果の共有	実施（2回）	実施	実施	実施

- 障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用は、府が実施する障害福祉サービス等にかかる研修その他研修（市町村職員向けの障害種別ごとの研修、障害者支援区分認定調査員研修、障害者虐待防止・権利擁護研修等）への堺市職員の参加延べ人数を見込みます。
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有は、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体などの共有する体制の有無を設定します。
- 障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の結果の共有は、障害福祉サービス事業者と障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無を設定します。

活動指標（見込量）

10 地域生活支援事業

- 各事業の見込量は、国の基本方針や大阪府の考え方をふまえ、直近の実績をもとに、設定します。

			直近値 令和4（2022）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
①	理解促進研修・啓発事業	有無	あり	あり	あり	あり
②	相談支援事業					
	障害者相談支援事業	有無	あり	あり	あり	あり
	基幹相談支援センター	箇所	8か所	8か所	8か所	8か所
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	あり	あり	あり	あり
	住宅入居等支援事業	有無	あり	あり	あり	あり
	障害児等療養支援事業	箇所	7	7	7	7
	発達障害者支援支援センター（1か所）	人	2,050	2,154	2,277	2,381
③	成年後見制度利用支援事業	人	68人	75人	80人	86人
④	意思疎通支援事業					
	手話通訳者派遣事業	件数	2,367	2,610	2,740	2,877
		時間	3,444	3,798	3,987	4,186
	要約筆記者派遣事業	件数	233	255	268	281
		時間	798	875	918	964
	手話通訳者設置事業	箇所	8	8	8	8
	重度障害者入院時コミュニケーション事業	件数	38	検討中		

活動指標（見込量）

10 地域生活支援事業

				直近値 令和4（2022）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
⑤	意思疎通支援者養成研修事業						
		手話通訳者養成者入門コース	年	20	20	20	20
	手話通訳者 養成講座	登録試験合格者数	人	3	4	4	4
		養成講座修了者数	人	8	9	20	20
	要約筆記者 養成講座	登録試験合格者数	人	3	4	4	4
		養成講座修了者数	人	10	20	20	20
	盲ろう者通訳・介助者養成研修（登録者数）		人	14	大阪府の資料により算出予定		
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業（登録者数）		人	0	大阪府の資料により算出予定		
⑥	盲ろう者通訳・介助者派遣事業		件	1,489	大阪府の資料により算出予定		
			時間	5,556	大阪府の資料により算出予定		
⑦	日常生活用具等給付事業						
	介護・訓練支援用具		件	70	76	79	82
	自立生活支援用具		件	216	236	246	256
	在宅療養等支援用具		件	143	163	173	183
	情報・意思疎通支援用具		件	508	508	508	508
	排泄管理支援用具		件	24,448	25,579	26,165	26,765
	居宅生活動作補助用具		件	26	31	35	40

活動指標（見込量）

10 地域生活支援事業

			直近値 令和4（2022）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
⑧	移動支援	人	3,325	3,431	3,484	3,537
		時間	410,176	453,018	474,439	495,860
	身体障害	人	509	526	535	543
		時間	73,417	83,315	87,254	91,194
	知的障害	人	1,659	1,703	1,724	1,753
		時間	213,176	231,338	242,277	253,215
	精神障害	人	985	1,016	1,031	1,047
		時間	112,292	125,356	131,284	137,211
	障害児	人	172	185	185	185
		時間	11,291	13,007	13,623	14,238
⑨	地域生活支援センター	か所	15	15	15	15
		人	680	750	750	750

任意事業			直近値 令和4（2022）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
①	日中一時支援	日数	4,799	5,259	5,489	5,719
②	訪問入浴支援	人	57	61	63	65
③	視覚障害者生活訓練事業	人	106	106	106	106